第４章

医療提供体制の整備

目次

第１節

１　事業の体系 91
２　医療政策部事業関連計画 94
３　医療政策部事業関連統計 98

第２節

１　がん医療対策 99
２　地域医療対策 102
３　都民の視点に立った医療情報の提供 106
４　歯科保健医療対策 109
５　医療施設に対する支援事業 111
６　救急医療体制の充実 113
７　小児医療体制の充実 116
８　周産期医療体制の充実 118
９　災害時医療体制の整備 120
10　へき地医療対策等の充実 124
11　医療安全対策の推進 125
12　医療人材の確保と質の向上 128

第１節

１　事業の体系

医療提供体制の整備

- がん医療対策
  - 東京都がん対策推進協議会（医療政策課）
  - 高度ながん医療の総合的な展開（医療政策課）
  - 患者及びその家族の苦痛・不安の軽減（医療政策課）
  - ライフステージに応じたがん対策（医療政策課）
  - がん登録推進事業（医療政策課）
- 地域医療対策
  - 糖尿病医療連携推進事業（医療政策課）
  - 在宅療養普及事業（医療政策課）
  - 在宅療養環境整備支援事業（医療政策課）
  - 在宅人工呼吸器使用者療養支援事業（医療政策課）
  - 区市町村在宅療養推進事業（医療政策課）
  - 東京都多職種連携ネットワーク事業（医療政策課）
  - 入退院時連携強化事業（医療政策課）
  - 在宅療養研修事業（医療政策課）
  - 在宅医療参入促進事業（医療政策課）
  - ＡＣＰ推進事業（医療政策課）
  - 都民の「生きる」を最後まで支える、医療・介護職のＡＣＰ実践力の育成（医療政策課）
  - 小児等在宅医療推進研修事業（医療政策課）
  - 在宅医療現場におけるハラスメント対策事業（医療政策課）
  - 災害時在宅医療提供体制強化事業（医療政策課）
  - 在宅療養体制支援医療機関緊急整備事業（医療政策課）
  - 地域医療構想推進事業（転換促進、開設準備経費支援）（医療政策課）
  - リハビリテーション対策（医療政策課）
  - 病床機能再編支援事業（医療政策課）
  - 病床数適正化緊急支援事業（医療政策課）
  - 医療機関デジタル化推進サポート事業（医療政策課）
  - 医療機関等物価高騰緊急対策事業（医療政策課）
  - 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業（医療政策課）
  - 地域医療確保緊急支援事業（医療政策課・救急災害医療課）
- 都民の視点に立った医療情報の提供
  - 都民の医療に対する理解と参画推進事業（医療政策課）
  - 保健医療情報の提供（医療政策課）
- 歯科保健医療対策
  - 普及啓発・基盤整備（医療政策課）
  - 障害者等歯科保健対策（医療政策課）
- 医療施設に対する支援事業
  - 公立病院に対する補助（医療政策課）
  - 民間医療機関に対する補助（医療政策課）
  - 外国人未払医療費補てん事業（医療政策課）
  - 東京都地域医療連携システムデジタル環境整備推進事業（医療政策課・救急災害医療課）
  - 医療機関診療情報デジタル推進事業（医療政策課）

	医療機関診療情報デジタル導入支援事業	（医療政策課）
	医療機関におけるＡＩ技術活用促進事業	（医療政策課）
	医療機関診療情報サイバーセキュリティ対策支援事業	（医療政策課）
	医療ＤＸ人材育成支援事業	（医療政策課）
	患者満足度向上ロールモデル創出事業	（医療政策課）
	新たな医療情報連携基盤の構築	（医療政策課）
救急医療体制の充実	救急医療事業	（救急災害医療課）
	東京都ドクターヘリ運航事業	（救急災害医療課）
	循環器病対策の推進	（救急災害医療課）
	救急医療に関する普及・啓発	（救急災害医療課）
	救急患者の早期地域移行支援	（救急災害医療課）
	病院救急車購入支援事業	（救急災害医療課）
	救急医療体制強化事業	（医療人材課）
小児医療体制の充実	東京都こども救命センターの運営	（救急災害医療課）
	休日・全夜間診療事業（小児）	（救急災害医療課）
	小児初期救急運営に対する補助	（救急災害医療課）
	小児医療協議会	（救急災害医療課）
	地域における小児医療研修事業	（救急災害医療課）
	医療環境にある子供や家族への療養支援に関する実態調査	（救急災害医療課）
周産期医療体制の充実	周産期母子医療センターの運営	（救急災害医療課）
	母体救命対応総合周産期母子医療センター（スーパー総合周産期センター）	（救急災害医療課）
	周産期搬送コーディネーターの配置	（救急災害医療課）
	多摩新生児連携病院	（救急災害医療課）
	周産期医療ネットワークグループの構築	（救急災害医療課）
	周産期連携病院（休日・全夜間診療事業）	（救急災害医療課）
	周産期医療情報ネットワーク事業	（救急災害医療課）
	小児等在宅移行研修事業	（救急災害医療課）
	在宅移行支援病床運営事業	（救急災害医療課）
	在宅療養児一時受入支援事業	（救急災害医療課）
	ＮＩＣＵ等入院児の在宅移行支援事業	（救急災害医療課）
	産科救急対応向上事業	（救急災害医療課）
	新生児医療担当医育成支援事業	（救急災害医療課）
	災害時小児・周産期医療対策	（救急災害医療課）
	助産所設備整備費補助事業	（救急災害医療課）
	東京都無痛分娩費用助成等事業	（救急災害医療課）
	ドナーミルク利用支援事業	（救急災害医療課）
	ＮＩＣＵ入院児相談支援事業	（救急災害医療課）
	入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業	（救急災害医療課）
災害時医療体制の整備	東京都災害医療協議会の設置	（救急災害医療課）
	医療救護活動	（救急災害医療課）
	災害医薬品等の備蓄	（救急災害医療課）
	災害拠点病院の整備	（救急災害医療課）
	災害拠点連携病院の整備	（救急災害医療課）

		災害拠点病院等事業継続計画（ＢＣＰ）策定等支援事業	（救急災害医療課）
		医療施設浸水対策計画策定支援事業	（救急災害医療課）
		移動電源車の確保事業	（救急災害医療課）
		東京都災害拠点病院災害時拠点強靱化緊急促進事業	（救急災害医療課）
		災害拠点病院等自家発電設備等整備強化事業	（救急災害医療課）
		医療施設耐震化促進事業	（救急災害医療課）
		医療施設耐震化対策事業	（救急災害医療課）
		医療施設耐震対策緊急促進事業	（救急災害医療課）
		東京ＤＭＡＴの編成	（救急災害医療課）
		災害医療計画策定支援事業	（救急災害医療課）
		医療対策拠点等通信設備強化事業	（救急災害医療課）
	へき地医療対策等の充実	へき地医療従事者の確保	（救急災害医療課）
		東京都地域医療支援ドクター事業	（医療人材課）
		島しょ救急患者の搬送	（救急災害医療課）
		島しょ医療用画像電送システム等による診療支援	（救急災害医療課）
		山谷地域及び路上生活者救急医療協力謝金	（救急災害医療課）
		島しょ地域リハビリテーション提供体制構築支援事業	（救急災害医療課）
	医療安全対策の推進	医療施設等の許認可・監視指導	（医療安全課）
		医療安全支援センター	（医療安全課）
		東京都院内感染対策推進事業	（医療安全課）
		衛生検査所精度管理	（医療安全課）
		死体検案・解剖	（医療安全課）
		医療法人台帳オンラインシステム	（医療安全課）
		医療法等に基づく立入検査ＤＸ	（医療安全課）
		都民と医療・介護従事者を暴力等から守る、安全で安心な医療・介護環境の整備事業	（医療安全課）
		患者の声相談窓口のＤＸ化	（医療安全課）
	医療人材の確保と質の向上	医療人材の確保	（医療人材課）
		医療社会事業	（医療人材課）
		看護職員等の養成･定着･再就業対策	（医療人材課）
		資質向上対策	（医療人材課）

２ 医療政策部事業関連計画

(1) 東京都保健医療計画（第８次）

ア　計画の性格

医療法に基づく医療計画（地域の実情に応じて、都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画）を含む、東京の保健医療に関し、施策の方向性を明らかにする基本的かつ総合的な計画

計画期間：令和６年度から令和11年度までの６年間

（医療法の規定により３年ごとに必要に応じて見直し）

イ　計画改定の趣旨と基本理念

改定前の基本理念「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」及び４つの基本目標に、新型コロナウイルス感染症や近年の災害の経験を踏まえ「有事にも機能する医療提供体制の強化」を追加した。

【基本目標】

Ⅰ 高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展

Ⅱ 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築

Ⅲ 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実

Ⅳ 有事にも機能する医療提供体制の強化

Ⅴ 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

ウ　計画の内容

(ｱ) 地域医療構想

a 東京都地域医療構想

b 地域医療構想の実現に向けた取組

(ｲ) 保健医療圏と基準病床数

a 保健医療圏

b 事業推進区域

c 基準病床数

(ｳ) 計画の推進体制

(ｴ) 健康づくりと保健医療体制の充実

a 都民の視点に立った医療情報の提供・都民の理解促進

b 医療ＤＸの推進

c 保健医療を担う人材の確保と資質の向上

d 生涯を通じた健康づくりの推進

生活習慣の改善（栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙等）、母子保健・子供家庭

福祉、青少年期の対策、フレイル・ロコモティブシンドロームの予防、ＣＯＰＤ（慢性閉塞性肺疾患）の予防、こころの健康づくり、ひきこもり支援の取組、自殺対策の取組

e 外来医療に係る医療提供体制の確保

f 切れ目のない保健医療体制の推進

(a)５疾病

①がん、循環器病（②脳卒中、③心血管疾患）、④糖尿病、⑤精神疾患・認知症

(b)６事業

①救急医療、②災害医療、③新興感染症発生・まん延時の医療、④へき地医療、⑤周産期医療、⑥小児医療

(c)在宅療養

(d)リハビリテーション医療

(e)外国人患者への医療

g 歯科保健医療

h 難病患者等支援及び血液・臓器移植対策

難病患者支援対策、原爆被爆者援護対策、ウイルス肝炎対策、血液の確保・血液製剤の適正使用対策・臓器移植対策

i 医療安全の確保等

j 医療費適正化

(ｵ) 高齢者及び障害者施策の充実

高齢者保健福祉施策、障害者施策

(ｶ) 健康危機管理体制の充実

健康危機管理の推進、感染症対策、医薬品等の安全確保、食品の安全確保、アレルギー疾患対策、環境保健対策、生活衛生対策、動物愛護と管理

(ｷ) 計画の推進主体の役割

行政（区市町村・東京都・国・保健所・研究機関）、医療提供施設、保険者、都民の果たすべき役割

(2) 東京都がん対策推進計画（第三次改定）

ア　計画策定の趣旨

がん対策基本法に基づく都道府県がん対策推進計画であり、がんの予防から治療及び療養生活の質の向上に至るまでの都における総合的な計画

計画期間：令和６年度から令和11年度までの６年間

イ　全体目標・個別目標と基本方針

「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての都民とがんの克服を目指す。」という全

体目標の下に、「がん予防」、「がん医療」及び「がんとの共生」として、以下のとおり３つの分野別目標を定め、これらの３本の柱に沿った総合的ながん対策を、都や区市町村、全ての都民、医療従事者、各種関係団体、事業主等が一体となって、推進していく。

(ｱ) 分野別目標「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」

予防可能ながんのリスク因子である喫煙・受動喫煙や食生活・身体活動等の生活習慣・生活環境、がんの罹患につながるウイルスや細菌への感染などについての正しい知識に基づく生活を送ることで、がんのリスクの減少を目指す。

科学的根拠に基づくがん検診に関する理解を深め、精密検査も含め適切に受診することにより、がん検診受診率及び精密検査受診率の向上を図るとともに、検査の実施主体である区市町村や職域において、科学的根拠に基づくがん検診の実施と検診の質の向上を目指す。

(ｲ) 分野別目標「患者本位で持続可能ながん医療の提供」

患者が都内のどこに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできる体制を確保する。がん診療連携拠点病院等の間での役割分担の整理と連携により、持続可能ながん医療の提供に取り組むとともに、がん診療連携拠点病院等と地域の医療・介護関係者の連携体制の構築や人材育成の取組により、療養生活の質を向上させることを目指す。

がんと診断された時から、全ての場所で切れ目なく適切な緩和ケアが迅速に提供されることにより、ＱＯＬの維持・向上が図られ、患者が希望する場所で安心して療養できることを目指す。

小児やＡＹＡ世代（主に15歳以上40歳未満の思春期及び若年成人世代）のがん患者について、多職種連携や成人領域と小児領域との連携により、小児がん患者に対する移行期医療支援やＡＹＡ世代のがん患者に対する医療提供体制を強化するとともに、小児・ＡＹＡ世代のがん患者の長期フォローアップの推進やがん・生殖医療に関する意思決定・情報提供の推進を図る。

医療・介護の関係者の連携に基づき、高齢のがん患者が、それぞれの状況に応じた適切ながん医療を受けられる環境を整えるとともに、患者や家族等の意思決定支援に係る取組を推進する。

(ｳ) 分野別目標「がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる地域共生社会の構築」

患者・家族を支援するための取組を一層充実させるとともに、それぞれのニーズに見合った支援にアクセスできる体制を整えることで、不安や悩みの軽減、解消を目指す。患者・家族にとって必要・有益となる情報を適時・的確に発信することで、患者・家族が適切かつ十分な情報を得ることを可能とし、治療・療養生活の質の向上を図る。

行政、職場、医療機関及び関係団体が連携し、がん患者とその家族及びがん経験者が治療と仕事を両立できるよう支援することで、社会で自分らしい生活を送れるようにするこ

とを目指すとともに、治療による外見の変化等、患者を取り巻く様々な社会的課題に対して支援を講じることで、がん患者やがん経験者のＱＯＬの向上を図る。

小児・ＡＹＡ世代、壮年期、高齢者など、特定のライフステージにおいて生じる課題の解消を図り、誰一人取り残さない支援を推進する。

(3) 東京都循環器病対策推進計画（第一次改定）

令和元年12月に施行となった「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」に基づき、都における循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方向性を定める計画

計画期間：令和６年度から令和11年度までの６年間

脳卒中、心臓病その他の循環器病は、都民の主要な死亡原因である。こうした現状にかんがみ、予防や医療及び福祉等に係るサービスの在り方を含めた幅広い循環器病対策を推進することを目的に計画を策定

3 医療政策部事業関連統計

医療資源の状況

(1) 医療施設数

区分		（実数）		率（人口10万対）	
		全　国	東京都	全国	東京都
病院数	（か所）	8,060	633	6.5	4.5
病院病床数	（床）	1,469,845	124,611	1187.3	890.7
一般診療所数	（か所）	105,207	15,146	85.0	106.8
歯科診療所数	（か所）	66,378	10,607	53.6	74.8
一日平均外来患者数※	（人）	1,212,243	123,444	979.2	870.7
一日平均在院患者数※	（人）	1,133,196	93,813	915.3	661.7
病院の病床利用率※	（%）	77.0	75.2	－	－

「令和６年医療施設調査・病院報告」（厚生労働省）
※については、年間（令和６年）の数値

(2) 都内医療施設に従事する小児科及び産科・産婦人科医師数等の推移（診療科は重複計上）

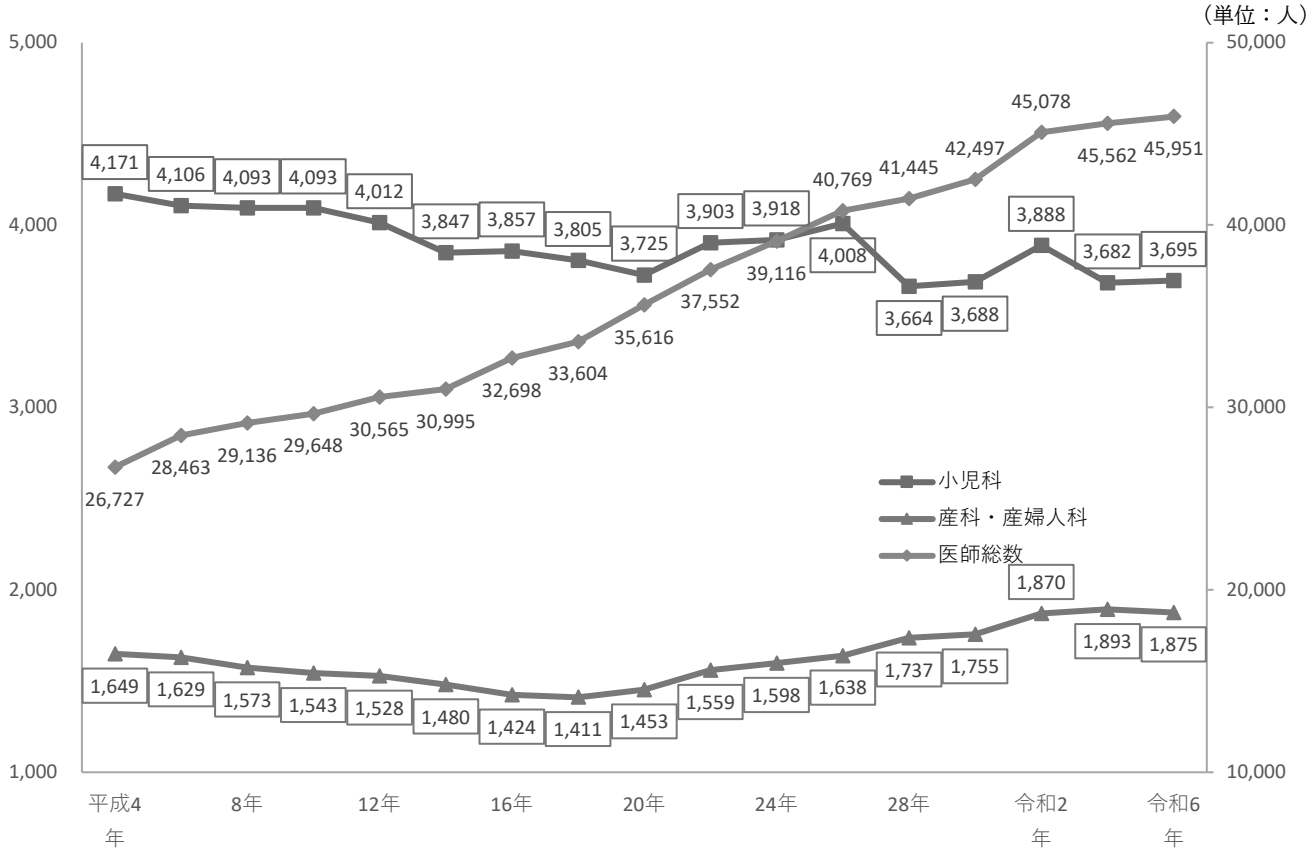

「医師・歯科医師・薬剤師統計」（厚生労働省）

第２節

１　がん医療対策

都内の高齢化の進展に伴い、がんの罹(り)患者数及び死亡者数はますます増加していくことが見込まれる中、がん患者のニーズの多様化を踏まえ、より一層がん対策を充実・強化していく必要があることから、「東京都がん対策推進計画（第三次改定）」を策定し、この計画に基づき、誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての都民とがんの克服を目指し、尊厳を持って安心して暮らしていくことができるようがん対策を推進している。(令和６年３月策定、計画期間：令和６年度から令和11年度まで)

(1) 東京都がん対策推進協議会（平成19年５月設置）

令和６年３月に策定した推進計画に基づき、総合的にがん対策を推進するため、学識経験者、関係団体、患者代表、行政機関等により構成する協議会を設置し、各種がん対策事業の進行管理・評価等を行う。(実施主体：東京都)

(2) 高度ながん医療の総合的な展開

ア　がん診療連携拠点病院事業（平成14年度事業開始)【2050東京戦略】

質の高いがん医療の提供と地域のがん医療水準の向上を図るための拠点である、がん診療連携拠点病院（以下「国拠点病院」という。）における医療従事者の研修、がん患者の相談支援体制の充実、がんに関する情報提供等の取組を進め、都内のがん医療の水準の向上を図るため、国拠点病院に対する補助を行っている。

また、国拠点病院機能の更なる充実強化のため、国拠点病院が行う医師向け緩和ケア研修会、休日又は夜間におけるがん相談（平成21年度事業開始）、がん患者療養支援事業（平成22年度事業開始）及び地域がん診療連携推進事業（平成21年度事業開始）への補助等を行っている。(実施主体：国拠点病院、令和８年４月１日現在：30か所（都道府県拠点２か所、地域拠点28か所）)

イ　地域がん診療病院事業（平成27年度事業開始）

国拠点病院のない二次保健医療圏のがん医療提供体制を確保するため、国拠点病院とのグループ指定を受けた地域がん診療病院（以下「診療病院」という。）が行う、医療従事者の研修、がん相談支援体制の充実、がんに関する情報提供等に対する補助を行っている。(実施主体：診療病院、令和８年４月１日現在：１か所)

ウ　東京都がん診療連携拠点病院事業（平成20年度事業開始)【2050東京戦略】

都では、国拠点病院と同等の高度な診療機能を持つ病院を、「東京都認定がん診療病院」として独自に認定してきた。平成27年４月からは、名称を「東京都がん診療連携拠点病院」（以下「都拠点病院」という。）に変更し、国拠点病院とともに都民に対し高度ながん医療を提供する体制の充実を図っている。都拠点病院は、高度ながん医療の提供のほか、相談支

援、がんに関する情報提供等を行っており、これらに対する補助を実施している。

また、都拠点病院機能の更なる充実強化のため、都拠点病院が行う医師向け緩和ケア研修会の実施への補助（平成22年度事業開始）を行っている。(実施主体：都拠点病院、令和８年４月１日現在：８か所)

エ　東京都がん診療連携協力病院（平成24年度事業開始）

がんの発症部位ごとに、拠点病院と同等の高度な診療機能を有する医療施設を、都独自に「東京都がん診療連携協力病院」(以下「協力病院」という。)として指定し、国拠点病院、診療病院及び都拠点病院とともに、地域におけるがん医療を提供する体制の充実を図っている。(実施主体：協力病院、令和８年４月１日現在：22か所)

オ　がん診療施設施設設備整備費補助（平成18年度事業開始）

都内の国拠点病院、診療病院、都拠点病院、協力病院及びがん診療を行う公的病院に対して、良質ながん医療の提供のための施設設備整備を行う場合の補助を実施している。(実施主体：民間医療機関)

また、ＡＩを活用したがんの診療・検査機器等を導入する医療機関への補助を実施している。(実施主体：民間医療機関)

(3) 患者及びその家族の苦痛・不安の軽減

ア　がん診療連携拠点病院事業、地域がん診療病院事業、東京都がん診療連携拠点病院事業【再掲】

国拠点病院、診療病院及び都拠点病院において、がん患者・家族等のための相談支援センターを設置し、また、セカンド・オピニオンの提示が可能な医師の紹介を実施するなど、がん患者・家族等への情報提供、相談支援体制の充実を図っている。

イ　がんポータルサイトの運営（平成25年度事業開始）

がん患者や都民等に対し、がんに関する様々な情報を分かりやすく一元的に提供するため、「東京都がんポータルサイト」を開設している。(実施主体：東京都)

ウ　がん対策普及啓発事業（令和７年度事業開始)【2050東京戦略】

がんに関する正しい知識の普及を図るとともに、がん患者等の治療・療養生活の質の向上を図るため、リーフレットや普及啓発動画により情報提供を行う。(実施主体：東京都)

エ　緩和ケア推進事業（平成30年度事業開始)【2050東京戦略】

がんと診断された時から在宅療養に至るまで、患者がどこで療養していても切れ目なく適切な緩和ケアが受けられる体制を整備するため、拠点病院等も含め、地域で緩和ケアに携わる医療従事者の育成及びがん患者が住み慣れた地域で緩和ケアを受けられる体制の確保に取り組む。(実施主体：東京都（一部、民間医療機関へ委託及び補助）)

オ　がんピア・サポーター養成研修事業（令和６年度事業開始)【2050東京戦略】

がん経験者によるピア・サポーターを養成し、がん患者への相談支援を行うことにより、療養生活の質の向上と相談支援体制の充実を図る。(実施主体：東京都（委託実施）)

(4) ライフステージに応じたがん対策

ア　ＡＹＡ世代等がん患者支援事業（平成30年度事業開始)【2050東京戦略】

ＡＹＡ世代がん相談情報センターを設置し、世代特有の悩みや相談を受けるとともに、身近な相談窓口を紹介するほか、患者サロンやピアカウンセリング等を実施することにより、ＡＹＡ世代がん患者が適切な相談支援を受けられるよう、必要な体制を整備する。(実施主体：東京都（医療機関に委託)、令和８年４月１日現在：２か所）

イ　東京都小児・ＡＹＡ世代がん診療連携推進事業（平成25年度事業開始)【2050東京戦略】

国が指定する２か所の小児がん拠点病院のほか、都は、小児がんの高度な診療体制を有している医療機関を「東京都小児がん診療病院」として認定し、小児がん患者に対し、速やかに適切な医療を提供する。

また、都における小児・ＡＹＡ世代がん医療水準向上のため、都内の小児・ＡＹＡ世代がん診療に携わる医療機関による診療連携・相互支援のためのネットワークを整備する。(実施主体：東京都、令和８年４月１日現在：小児がん拠点病院２か所、東京都小児がん診療病院13か所)

ウ　若年がん患者等生殖機能温存治療費助成事業（令和３年度事業開始)【2050東京戦略】

がん治療により、生殖機能が低下する又は失うおそれがある若年がん患者等に対して、将来の妊娠に備え、希望を持ってがん治療に取り組めるよう、生殖機能温存に関する意思決定を支援するとともに、生殖機能温存治療、凍結組織の保存費用及びがん治療後の妊娠のための治療に要する経費を助成する。(実施主体：東京都）

エ　若年がん患者在宅療養支援事業（保健医療政策区市町村包括補助事業で実施)(令和６年度事業開始）

若年がん患者の療養生活の充実を図るため、介護保険制度の対象とならない40歳未満のがん患者に対し、在宅サービス等の費用を助成する区市町村を支援する。(実施主体：区市町村）

オ　アピアランスケア支援事業（保健医療政策区市町村包括補助事業で実施)(令和５年度事業開始）

がんなどの疾病やその治療等に伴う外見の変化に悩みを抱えている患者に対し、ウィッグやエピテーゼ（補正用人工物等）の購入やレンタル等にかかった費用を助成する区市町村を支援する。(実施主体：区市町村）

カ　がん患者の治療と仕事の両立支援事業（平成30年度事業開始)【2050東京戦略】

がん患者の治療と仕事の両立を支援するため、就業継続等に必要な支援策の検討を進めるとともに、企業における両立支援や早期離職防止に向けた取組を推進する。(実施主体：東京都）

(5) がん登録推進事業（平成22年度事業開始）

都内医療機関の院内がん登録データの収集・分析を行い、各医療機関のがん診療機能の比

較・検証を行うことにより、都におけるがん医療水準の向上を図るため、「院内がん登録室」を設置している。※全国がん登録、地域がん登録については69ページ参照（実施主体：東京都）

2 地域医療対策

都は、都民の多様な保健医療需要に的確に応えるために、区市町村の区域で設定され、住民に身近で利用頻度の高い保健医療サービスを福祉サービスと一体となって総合的・継続的に提供していく上での最も基礎的な圏域である一次保健医療圏、特殊な医療を除く一般の医療ニーズに対応するための区域で、複数の区市町村からなる13の二次保健医療圏及び都全域での対応が必要な保健医療サービスを確保する圏域である三次保健医療圏を設定し、都民に重層的かつ総合的に保健医療サービスを提供できる体制の構築に努めている。

(1) 糖尿病医療連携推進事業（平成20年度事業開始）

東京都全域を視野に、地域における糖尿病の専門治療の機能を担う医療機関の設定、合併症予防等の取組及び地域の医療連携体制の確保などを行うため、「東京都糖尿病医療連携協議会」を設置している。

また、各二次保健医療圏に圏域別検討会を設置し、各地域において糖尿病に関する医療連携の取組を進めている。(実施主体：東京都（協議会）及び島しょを除く12圏域（検討会））

(2) 在宅療養普及事業（平成22年度事業開始)【2050東京戦略】

急速な高齢化の進展や都民のニーズ、医療制度の変化に対応し、限られた医療資源を有効に活用しながら、都民が身近な場所で安心して適切に在宅療養を行うことができる仕組みを構築するため、「東京都在宅療養推進会議」において全都的な取組が必要な事項について検討し、都内全域で地域の実情に応じた在宅療養の推進を図る。

また、区市町村及び地区医師会の事業展開を支援し、その実態を踏まえた都の施策構築を図るため、「地区医師会・区市町村連絡会」を開催する。

さらに、在宅療養に関する情報を集約・可視化したダッシュボードを作成するとともに、課題発見力・政策立案スキルの向上等を図る機会を提供し、各区市町村における在宅療養に関する取組の底上げに向けた支援を行う。

あわせて、東京都退院支援マニュアルの活用を促進し、入院医療機関における退院支援強化を図る。(実施主体：東京都)

(3) 在宅療養環境整備支援事業（保健医療政策区市町村包括補助事業にて実施)(平成19年度事業開始）

地域における在宅医療・介護連携の推進に向け、区市町村が実施する地域の実情に応じた取組を支援する。(実施主体：区市町村)

(4) 在宅人工呼吸器使用者療養支援事業（保健医療政策区市町村包括補助事業にて実施)（平成25

年度事業開始）

電力供給の停止がそのまま生命の危険に直結するおそれのある、在宅人工呼吸器使用者が停電時等に必要とする物品の確保について支援し、在宅療養における安全・安心を確保する。(対象物品：人工呼吸器に装着する無停電電源装置、自家発電装置、充電式の吸引器、蓄電池、実施主体：区市町村）

(5) 区市町村在宅療養推進事業（平成27年度事業開始）

地域における在宅療養体制の構築を図るため、区市町村が実施する以下の取組を支援する。（実施主体：区市町村）

ア　在宅医療と介護の提供体制の充実に向けた先駆的な取組

イ　切れ目のない在宅医療提供体制の構築や医療・介護関係者等への情報共有等の取組

ウ　小児等在宅医療の提供体制の整備（小児等在宅医療推進事業）

エ　在宅療養患者家族を支援するための取組

オ　24時間診療体制推進事業

カ　在宅医療DX推進事業

(6) 東京都多職種連携ネットワーク事業（令和元年度事業開始)【2050東京戦略】

各地域で運用されている多職種連携システムの違いにかかわらず円滑に患者情報にアクセスできるポータルサイトを構築し、地域の医療・介護関係者の情報共有を充実するとともに、病院と地域の情報共有、病院間の連携にも活用するなど、広域的な連携を促進する。(実施主体：東京都）

(7) 入退院時連携強化事業（平成30年度事業開始)【2050東京戦略】

医療機関における入退院支援に取り組む人材を育成・確保するとともに、入退院時における地域との連携を一層強化し、在宅療養生活への円滑な移行を促進する。

ア　入退院時連携強化研修

入退院時における入院医療機関と地域の医療・介護関係者の連携・情報共有の一層の強化を図るため、医療・介護関係者を対象とした研修を実施する。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都看護協会に委託））

イ　入退院時連携支援事業

入退院支援に取り組む人材の配置に伴う人件費の一部を補助することで、医療機関における入退院支援体制の充実を図るとともに、病院と地域の医療・介護関係者の連携を支援する。（実施主体：200床未満の都内病院（ただし、入退院支援加算１を取得している病院、精神病床のみの病院等を除く。））

(8) 在宅療養研修事業（平成26年度事業開始)【2050東京戦略】

医療・介護に関係する多職種が一堂に会し、各地域で連携して在宅療養患者を支える体制を整備するために必要な方策について検討を行うほか、地域において、在宅療養推進の中心的な役割を担う「在宅療養地域リーダー」の養成や、病院スタッフの在宅療養に関する理解促進のた

めの研修、地域の診療所等と病院の相互研修を実施することで、病院から在宅療養生活への円滑な移行を促進するとともに、医療・介護関係者や行政職員等向けのシンポジウムを開催し、在宅療養に関する知識付与や課題の共有、相互理解を図る。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都医師会に委託））

(9) 在宅医療参入促進事業（平成30年度事業開始)【2050東京戦略】

今後の在宅医療等の需要増を踏まえ、訪問診療等を実施していない診療所医師等を対象に在宅医療に関する理解の促進を図るためのセミナーを開催するとともに、在宅医の訪問診療に同行して、実際の現場を体験できる同行研修を実施し、在宅医療への参入を促進する。(実施主体：東京都)

(10) ＡＣＰ推進事業（令和２年度事業開始)【2050東京戦略】

都民が希望する医療・ケアを受けることができるよう、ＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）について、医療・介護関係者等に対し、地域におけるＡＣＰの実践と普及啓発を行う「ＡＣＰ推進アドバイザー」の養成を目的とした研修を実施するとともに、小冊子「わたしの思い手帳」を都民に配布し、住み慣れた暮らしの場における看取り支援の充実を図る。(実施主体：東京都)

(11) 都民の「生きる」を最後まで支える、医療・介護職のＡＣＰ実践力の育成（令和７年度事業開始)【2050東京戦略】

医療・介護職を対象に、ＡＣＰの実践に必要な情報を集約したＷｅｂサイトを構築するとともに、専門職が協働学習を行う機会を設けることにより、医療・介護職のＡＣＰ実践力の育成基盤を整備する。(実施主体：東京都)

(12) 小児等在宅医療推進研修事業（平成30年度事業開始）

地域の在宅医等向けに小児在宅医療に関する研修を実施することで、小児等の在宅医療を担う人材の育成・確保を図る。(実施主体：東京都（委託実施））

(13) 在宅医療現場におけるハラスメント対策事業（令和６年度事業開始）

医療従事者が安心して在宅医療に従事できる環境を整備するため、在宅医療の現場で医療従事者が患者やその家族から受けるハラスメント対策として相談窓口の設置や法律相談、研修等を実施する。(実施主体：東京都（委託実施））

また、セキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に係る経費を補助する。(実施主体：民間医療機関)

(14) 災害時在宅医療提供体制強化事業（令和７年度事業開始)【2050東京戦略】

災害発生時にも在宅療養患者への医療提供体制を継続して確保できるよう、訪問診療を行う医療機関等の災害対応力強化に向けたセミナーを実施するとともに、関係機関との連携などにより地域全体での在宅医療における災害対応体制の構築に取り組む区市町村を支援する。(実施主体：東京都（委託実施））

(15) 在宅療養体制支援医療機関緊急整備事業（令和８年度事業開始)【新規】【2050東京戦略】

自ら 24 時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、在宅療養の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所が実施する取組を支援する。(実施主体：医療機関)

(16) 地域医療構想推進事業（転換促進、開設準備経費支援)(平成28年度事業開始)【2050東京戦略】

病床機能の分化及び連携を促進するため、病床の整備や病床機能の転換を検討している医療機関に対し、経営分析、転換計画の立案等を医療経営の専門家が支援する。(実施主体：東京都（委託実施）)

また、病床の整備や病床機能の転換を行う医療機関に対し、開設準備や人員体制の確保に対する経費の一部を補助する。(実施主体：民間医療機関)

(17) リハビリテーション対策

身体に機能障害があり、リハビリテーション医療を専門的に行う必要のある患者に対し、適切な医療を行うことができるようリハビリテーション医療体制の充実に努めている。

ア　東京都リハビリテーション病院の管理運営（平成２年５月一次開設、平成３年５月全面開設）

リハビリテーション医療提供体制の中核となる東京都リハビリテーション病院を墨田区の白鬚東地区防災拠点内に設置し、運営している。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都医師会を指定管理者として指定）)

イ　地域リハビリテーション支援事業（平成13年度事業開始）

二次保健医療圏ごとに指定した地域リハビリテーション支援センターが、理学療法士等を対象とした症例発表会等を開催するほか、地域リハビリテーションにかかわる関係者へのリハビリテーションに関する研修や地域住民に対する普及啓発等を実施している。また、東京都基幹リハビリテーション支援センターにおいて、地域リハビリテーション支援センターに対し、専門的立場からの連携体制の構築や専門性の高い研修を実施している。(実施主体：東京都（医療機関に委託）、実績：地域リハビリテーション支援センター12か所、東京都基幹リハビリテーション支援センター1か所)

(18) 病床機能再編支援事業（令和３年度事業開始）

地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制の構築に向け、地域医療構想に即した病床機能の再編を行う医療機関を支援する。(実施主体：東京都)

(19) 病床数適正化緊急支援事業（令和８年度事業開始)【新規】

医療需要の変化を踏まえた病床数適正化を進める医療機関への支援を行う。(実施主体：東京都)

(20) 医療機関デジタル化推進サポート事業（令和５年度事業開始)【2050東京戦略】

医療機関におけるデジタル技術導入等に係る情報の周知を図るためのセミナーを開催するとともに、導入準備のポイント等を相談できる窓口の設置、出張講習会の実施に加え、医療関係団体や患者等で構成する医療ＤＸ推進協議会を開催する。(実施主体：東京都)

(21) 医療機関等物価高騰緊急対策事業（令和６年度事業開始）

物価高騰に直面する医療機関等の負担軽減に向けた緊急対策として、支援金を支給する。

（実施主体：東京都）

(22) 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業（令和８年度事業開始)【新規】

医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療機関等における従事者の処遇改善の支援及び物価上昇の影響に対する支援を行う。(実施主体：東京都)

(23) 地域医療確保緊急支援事業【2050東京戦略】

都民を支える地域医療を確保するため、都内民間病院等に対して緊急的・臨時的支援を実施するとともに、高齢者等の患者受入体制確保に向けた支援を行う。

ア　地域医療確保に係る緊急・臨時支援事業（令和７年度事業開始）

緊急的かつ臨時的な対応として、都内民間病院に対し、地域において必要な医療提供体制を確保するため、受け入れた入院患者数に応じた支援金を交付する。(実施主体：東京都)

イ　高齢者受入体制確保事業（令和７年度事業開始）

高齢者受入れのために病床を確保した病院に対し、病床確保料を支払う。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都医師会に委託）)

ウ　小児・産科・救急医療受入推進事業（令和７年度事業開始）

小児・産科・救急医療において患者の受入れを推進するための体制を確保する病院に補助金を交付する。(実施主体：医療機関)

エ　急性期医療臨時支援事業（令和８年度事業開始)【新規】

救急医療などの急性期医療体制を安定的に確保するため、急性期医療を担う都内民間病院へ臨時的に支援金を交付する。(実施主体：東京都)

３　都民の視点に立った医療情報の提供

都民が適切に医療サービスを選択できるよう、東京都では医療機関に関する情報を分かりやすく提供するとともに、医療情報に関する都民の理解を促進するための取組を行っている。

(1) 都民の医療に対する理解と参画推進事業（平成21年度事業開始)【2050東京戦略】

都民（患者・家族）が医療に関する情報を正しく理解し、適切な受診行動をとれるよう、「知って安心暮らしの中の医療情報ナビ」（冊子版・Ｗｅｂ版、平成18年度から作成）の配布、都民の理解促進を進める人材の養成、対話集会・公開講座などにより医療に関する理解促進を図るとともに、都民と医療従事者との相互理解に資する取組を進める。また、都民及び医療機関に対し、医療ＤＸの意義やメリット等を正しく伝えるため、ポータルサイトの構築や動画作成によるＳＮＳを活用したプッシュ型の情報発信を行う。(実施主体：東京都、対話集会・公開講座は公益社団法人東京都医師会に委託)

(2) 保健医療情報の提供

ア　東京都保健医療情報センター(平成３年３月仮開設、平成５年５月東京都健康プラザハイジアに移転し本格開設)

高齢化の進展や疾病構造の変化等に伴って増大している保健医療情報への需要に対応するための総合窓口として、保健・医療・福祉に関する相談対応や医療機関等の情報提供を行っている。(実施主体：東京都（(ｱ)、(ｲ)及び(ｳ)は公益財団法人東京都福祉保健財団に委託）)

(ｱ) 保健医療福祉相談（医療機関案内も含む。）

都民からの医療等に関する相談や問合せに専門相談員が対応している。

(ｲ) 音声自動応答システム又はオペレーターによる夜間休日医療機関案内

保健医療情報センターへの電話による医療機関案内の問合せに対して、コンピュータによる自動応答又はオペレーターが対応し、案内を行っている。さらに、聴覚障害者向けのファクシミリによる情報提供を併せて実施している。

(ｳ) 外国語による医療情報サービス

外国語で診療できる医療機関や、日本の医療制度等について、相談員が５か国語に対応し案内を行っている。(英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語)

(ｴ) 保健衛生に係る連絡通報受理業務

保健所の閉庁時間帯における都民等からの情報の受付及び処理並びに感染症発生時や精神科夜間休日救急診療等に係る関係機関への連絡通報受理の業務を実施している（特別区、八王子市及び町田市については、各区市との契約に基づいて行っている。)。

(ｵ) 精神科救急医療情報センター（平成14年９月から保健医療情報センター内に設置）

夜間休日に発生する精神科急性期医療において、症状に応じた医療を速やかに受けられるよう、精神科救急初期・二次医療のコーディネートを担っている。

東京都保健医療情報センターの相談事業実績等　（令和７年度）

番号	種　別	対応時間等	実績（件）
1	保健医療福祉相談事業（医療機関案内も含む。）	平　日:午前９時から午後８時まで	42,279
2	音声自動応答システム又はオペレーターによる夜間休日医療機関案内	音声自動応答システム 毎日:24時間 オペレーターによる夜間休日医療機関案内 平 日：午後８時から翌日午前９時まで 土休日：24時間	音声自動応答システム 14,639 夜間休日医療機関案内 55,892
3	外国語による医療情報サービス	毎　日:午前９時から午後８時まで	12,928
4	連絡通報受理業務	平　日：午後５時から翌日午前９時まで 土休日：午前９時から翌日午前９時まで	4,978
5	精神科救急医療情報センター	平　日：午後５時から翌日午前９時まで 土休日：午前９時から翌日午前９時まで	6,992

イ　インターネットによる医療機関情報の提供（令和６年４月運用開始）

全国統一的な情報提供システム「医療情報ネット（ナビイ）」で、医療機関の検索サービスを提供している。（日本語・英語・中国語・韓国語）（実施主体：厚生労働省及び東京都）

ウ　東京都こども医療ガイドシステム（平成15年10月運用開始）

保護者向けに子供の病気や怪我などの緊急時対応の参考としてもらうため、インターネット等を通じて、親しみやすく信頼性の高い医療情報及び子育て情報を提供している。(実施主体：東京都、実績： 136,262件（トップページアクセス数））

エ　外国人旅行者等への医療情報提供体制整備（平成27年度事業開始)【2050東京戦略】

(ｱ) 外国人患者受入体制整備補助（平成29年度事業開始）

医療機関の案内表示や資料の多言語化等に係る費用について補助を行う。(実施主体：医療機関（国、都、独立行政法人等を除く。））

(ｲ) 外国人患者対応支援研修（平成28年度事業開始）

医療機関における外国人患者の受入体制の整備を支援するため、医療制度・文化・慣習の違いや、外国人患者への対応方法等を学ぶ研修を実施する。(実施主体：東京都)

(ｳ) 救急通訳サービス（医療機関向け）

救急で来院した患者が、日本語が不自由なため診療に支障を来すような場合に、電話及び映像による通訳を行っている。(英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語・フランス語・ベトナム語・ネパール語・タガログ語)(実施主体：東京都（委託実施）、実績：510件)

区分	対応時間
英語・中国語	通年24時間
韓国語・タイ語 スペイン語・フランス語 ベトナム語・ネパール語・ タガログ語	平日午後５時から午後８時 土休日午前９時から午後８時

(ｴ) 外国人患者への医療等に関する協議会等（保健医療政策区市町村包括補助事業にて一部実施)(平成30年度事業開始)

外国人患者が症状に応じて安心して医療機関を受診できるよう、医療機関や関係団体、観光・宿泊施設等による協議会を設置し、医療機関間及び関係機関との連携強化を図り、外国人への医療提供に係る取組を促進する。

また、地域の実情に応じた外国人患者の受入れ環境を整備する取組の支援を進めるとともに、宿泊施設等向けに対応マニュアルを配布し、症状に応じて、スタッフが患者を適切な医療機関に受診させられるよう支援する。(実施主体：東京都)

(ｵ) 外国人向けポータルサイトの運営（令和６年度事業開始）

外国人旅行者に加え、今後も増加が見込まれる在留外国人に対応するため、外国人向けのポータルサイト「外国人のためのＴＯＫＹＯ医療情報サイト」により、医療機関の探し方や日本の医療制度などの情報を提供している。(実施主体：東京都)

４ 歯科保健医療対策

東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」に基づき、歯科口腔保健の推進に向けた取組を実施するとともに、区市町村における歯科口腔保健の取組などを支援する。

また、「東京都立心身障害者口腔保健センター」を設置し、地域の医療機関では対応が困難な心身障害児(者)の歯科診療等を行っている。

(1) 普及啓発・基盤整備

ア　歯科保健意識の向上

都民の歯と口腔の健康づくりと、それによってもたらされる生活の質の向上や、8020（80歳になっても20本以上の歯を保つ）の達成を目指して、区市町村、関係団体と連携を図りながら、8020運動推進特別事業や歯科口腔保健推進事業等により、都民への普及啓発等を推進する。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都歯科医師会に一部委託））

イ　保健所歯科保健推進事業（歯科保健普及対策)(平成９年度事業開始）

都保健所において、専門機関としての立場から、市町村の事業を支援するとともに、管内の保健医療情報の提供等により、地域における歯と口腔の健康づくりの推進を図っている。（実施主体：東京都）

ウ　青年期歯科口腔保健推進事業（令和６年度事業開始)【2050東京戦略】

う蝕や歯周病の罹患リスクが高まる傾向にある青年期世代の都民に対して、日常的な口腔ケアや定期的な歯科受診の重要性に関する理解促進を図る動画を作成し、ＳＮＳやインフルエンサー等を介して広く発信することで、歯科口腔保健の意識の向上や、行動の変容を促す。（実施主体：東京都）

エ　歯科健康診査受診促進事業（保健医療政策区市町村包括補助事業にて実施)(令和６年度事業開始)【2050東京戦略】

区市町村が実施する成人歯科健診（法定健診を除く。）の受診促進に向けた取組を支援することで、受診率の向上や地域間格差等の解消を図る。(実施主体：区市町村）

オ　周術期口腔ケア推進事業（平成28年度事業開始）

周術期における口腔ケアの重要性に鑑み、がん患者等の治療の苦痛を軽減し、患者のＱＯＬを高めるため、専門的知識・技術を持つ歯科医療従事者の育成や、地域における医科歯科連携の推進及び都民への普及啓発を行う。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都歯科医師会に委託））

カ　在宅歯科医療推進事業（平成28年度事業開始）

在宅療養患者の口腔機能の維持、向上を図るため、歯科医療機関や介護支援専門員などの在宅療養を支える多職種に対し、在宅療養における歯科支援の大切さの啓発や歯科的知識の理解促進のための取組を実施する。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都歯科医師会に委託））

キ　在宅歯科医療設備整備事業（平成21年度事業開始）

主に高齢者・寝たきり者等に対する在宅歯科医療の普及向上に資するため、在宅歯科医療を実施する医療機関に対し在宅歯科医療機器等の設備を整備し、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図る。(実施主体：民間医療機関、実績：39か所)

ク　災害時歯科保健医療対策体制強化事業（令和７年度事業開始)【2050東京戦略】

避難生活等に係る都民の歯と口の健康を維持し、二次的な健康被害の発生を防ぐため、都内における災害時の歯科保健医療活動の体制整備に関する取組を促進する。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都歯科医師会に委託））

(2) 障害者等歯科保健対策

ア　保健所歯科保健推進事業（障害者等歯科保健推進対策)(平成９年度事業開始）

都保健所において、障害者施設の入・通所者及び在宅障害者等のうち、障害の程度が特に高い者などに対して、歯科相談、歯科保健指導、支援等を行う。(実施主体：東京都)

保健所歯科保健推進事業（障害者等歯科保健推進対策）実績　（令和７年度）

歯科健康管理支援		歯科保健医療推進基盤整備	
施設対象		絵カード等普及	
実施施設数	実施回数	実施回数	参加機関数
４か所	５回	５回	13か所

講習会等実績：施設職員等対象６回 370人

イ　心身障害児施設歯科診療事業運営費補助（昭和52年度事業開始）

心身障害児施設の入所児及び通園児並びに地域の心身障害児（者）の歯科診療体制の確保を図るため、心身障害児入所施設及び通園施設における歯科診療の運営事業に対し補助を行っている。(実施主体：心身障害児施設、実績：６か所)

ウ　東京都立心身障害者口腔保健センター（昭和59年６月１日開設）

心身障害者の口腔保健の向上を図るために、予防、治療、歯科保健医療従事者等に対する教育研修・情報提供等を行う施設として設置している。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都歯科医師会を指定管理者として指定)、実績：患者数14,366人、研修受講者1,994人)

エ　障害者歯科医療設備整備補助事業（令和６年度事業開始)【2050東京戦略】

障害者が障害の状態等により、地域の歯科診療所での治療等が困難な場合に適切な歯科医

療を受けることができるよう、障害者を対象とした全身麻酔や鎮静等の全身管理下で歯科医療を実施する医療機関に対して、必要となる医療機器の整備に係る経費を補助することにより、障害者歯科医療提供体制の充実を図る。(実施主体：医療機関、実績：３か所)

5 医療施設に対する支援事業

公立病院に対する運営事業費等の補助や民間医療機関に対する施設・設備の整備費補助を行い、医療施設の整備等を支援し、都民の医療の確保と向上を図る。

(1) 公立病院に対する補助

ア　市町村公立病院整備事業費償還補助（平成９年度事業開始）

多摩及び島しょ地区における市町村公立病院の整備事業費の起債償還に対して助成を行うことにより、医療機能の整備を促進し、地域医療の確保と向上を図る。(実施主体：市町村及び一部事務組合、実績：８か所)

イ　市町村公立病院運営事業補助（昭和49年度事業開始）

多摩及び島しょ地区における市町村公立病院に対して、その運営に要する経費を補助することにより、病院の財政健全化を促進し、地域医療の確保と向上を図る。(実施主体：市町村及び一部事務組合、実績：９か所)

ウ　台東区立病院整備事業費償還補助（平成19年度事業開始）

台東区が旧都立台東病院を継承して設置している医療施設の整備事業費の起債償還に対して助成を行うことにより、地域に不足する医療の整備を促し、地域医療の確保と向上を図る。（実施主体：台東区）

(2) 民間医療機関に対する補助

ア　医療施設近代化施設整備費補助事業（平成５年度事業開始)【2050東京戦略】

医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境及び衛生環境の改善を進めるとともに、へき地や都市部の診療所の円滑な承継のための整備を促進するため、施設整備費等の補助を行い、医療施設の経営の確保を図る。(実施主体：民間医療機関)

イ　地域医療構想推進事業（施設設備整備)(平成28年度事業開始)【2050東京戦略】

病床機能の分化及び連携を促進するため、病床の整備や病床機能の転換を行う医療機関に対し、改修・改築等の施設・設備整備に要する経費の一部を補助する。(実施主体：民間医療機関）また、医療機能の強化に取り組む地域医療を支える医療機関に対し、必要な施設・設備整備に要する経費の一部を補助する。

ウ　地球温暖化対策施設整備補助事業（平成22年度事業開始）

医療機関の太陽光発電パネル及び高効率熱源機器等の設置工事等に要する経費を補助することにより、温室効果ガス削減の取組を促進する。(実施主体：民間医療機関)

(3) 外国人未払医療費補てん事業（平成６年度事業開始）

外国人を診療した都内の医療機関（都立を除く。）が、その医療費の全部又は一部を収入することができない場合、当該未収分の一部を東京都が補てんすることにより、医療機関の負担の軽減を図るとともに、外国人の不慮の傷病に対する緊急的な医療の確保を図っている。(本事業は、国が外国人未払医療費補てんに関する施策を講ずるまでの暫定事業として実施）（実施主体：東京都（支払業務は公益財団法人東京都福祉保健財団に委託）、実績：76人）

(4) 東京都地域医療連携システムデジタル環境整備推進事業（平成26年度事業開始）

地域の医療機関間でデジタル技術を活用した医療情報の共有化を図るために必要な経費の一部を補助し、地域医療を担う医療機関間の切れ目のない継続した連携を図る。

また、東京都脳卒中急性期医療機関又はCCUネットワーク参画医療機関を対象に、医療情報共有ツールの導入を支援し、脳卒中患者や心臓循環器患者に対する専門的治療の実施を促進する。（実施主体：民間医療機関）

(5) 医療機関診療情報デジタル推進事業（令和２年度事業開始)【2050東京戦略】

病院及び医科診療所の電子カルテシステムの整備を支援するとともに、地域医療連携ネットワークへの参画を進めることにより、電子カルテシステムを活用した効果的な医療情報の共有等を促進する。(実施主体：民間医療機関)

(6) 医療機関診療情報デジタル導入支援事業（令和５年度事業開始)【2050東京戦略】

病院及び医科診療所を対象に、コンサルタントの活用等に係る費用を補助することにより、電子カルテシステム導入を支援する。(実施主体：民間医療機関)

(7) 医療機関におけるＡＩ技術活用促進事業（令和６年度事業開始)【2050東京戦略】

中小病院及び有床診療所を対象に、ＡＩ問診や音声自動入力等の医療機関の「働き方改革」等に資するＡＩ技術活用の取組を支援することにより、医療従事者の負担軽減等、勤務環境の整備を図る。(実施主体：民間医療機関)

(8) 医療機関診療情報サイバーセキュリティ対策支援事業（令和６年度事業開始)【2050東京戦略】

バックアップサーバーの整備等、病院及び医科診療所を対象に、サイバーセキュリティ対策強化に係る経費を支援することで、医療機関のデジタル化の促進及び安定的な医療提供体制の確保を図る。(実施主体：民間医療機関)

(9) 医療ＤＸ人材育成支援事業（令和７年度事業開始)【2050東京戦略】

病院及び医科診療所を対象に、医療機関職員のＩＴ資格取得に係る経費等を支援することにより、電子カルテの操作等、医療ＤＸに関する知識・技能等を持つ人材の育成を図る。(実施主体：民間医療機関)

(10) 患者満足度向上ロールモデル創出事業（令和８年度事業開始)【新規】【2050東京戦略】

患者満足度向上に寄与するデジタルツールを導入したロールモデルによる実証実験を行い、導入手順等をまとめたガイドラインの整備を行う。(実施主体：東京都(実証については地方独立行政法人東京都立病院機構に委託))

(11) 新たな医療情報連携基盤の構築（令和８年度事業開始)【新規】【2050東京戦略】

医療連携の更なる推進や患者満足度向上に資する新たな医療情報連携基盤の構築に向け、調査・検討等を実施し、基本構想を策定のうえ要件定義に着手する。(実施主体：東京都)

6 救急医療体制の充実

不慮の事故や急病にかかった場合、いつでも、どこでも、誰でも、症状に応じて適切な医療が受けられるよう、区市町村は入院を必要としない軽症の救急患者に対する初期救急医療、東京都は入院を要する中等症や重症の患者に対応する二次救急医療及び生命危機を伴う重篤患者に対する三次救急医療という役割の下に、救急医療体制の体系的整備と連携に取り組んでいる。

(1) 救急医療事業

ア　初期救急医療（保健医療政策区市町村包括補助事業にて実施）

区市町村が行う休日夜間急患センターや在宅当番医制度等の初期救急医療体制の整備に対して支援を行っている。

イ　二次救急医療

(ｱ) 休日・全夜間診療事業（平成11年度事業開始）

入院治療を必要とする救急患者（内科系、外科系）に365日24時間対応するため、休日及び夜間の救急入院が可能な病床を確保している。

(ｲ) 救急医療の東京ルール（平成21年度事業開始）

搬送先選定困難な救急患者の増加傾向等を踏まえ、医療機関選定の迅速化や救急患者の受入れなど、迅速・適切な救急医療を確保するため、平成21年に「救急医療の東京ルール」を策定した。

〇ルールⅠ　救急患者の迅速な受入れ

・二次保健医療圏において救急患者を受け止めるネットワークの核となる東京都地域救急医療センターを設置【2050東京戦略】

・搬送先選定困難患者の受入調整等を担う救急患者受入コーディネーターを配置するとともに、コーディネーターと医療機関との間での傷病者情報の伝達手段について、調整方法の効率化・所要時間短縮を図るため、音声マイニングシステム等のデジタル技術を導入し活用【2050東京戦略】

○ルールⅡ 「トリアージ」の実施

緊急性の高い患者の生命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」を、救急の様々な場面で実施する。

○ルールⅢ 都民の理解と参画

都民は、自らのセーフティネットである救急医療が重要な社会資源であることを認識し、救急医療を守るため、適切な利用を心掛ける。

(ｳ) 救急搬送患者受入体制強化事業（平成28年度事業開始)【2050東京戦略】

救急医療機関における救急依頼の不応需を改善するため、医師や看護師以外でも対応可能な調整業務等を行うことができる救急救命士を配置し、救急搬送患者の受入体制の強化を図る。(実施主体：医療機関)

(ｴ) 救急外来体制強化事業（令和７年度事業開始)【2050東京戦略】

高齢者の介助等の役割を担うことができる看護補助者を救急外来に配置し、救急搬送患者の受入体制の更なる強化を図る。(実施主体：医療機関)

ウ　三次救急医療

都内28か所の救命救急センターの整備・運営を支援することにより、重症･重篤な患者の受入体制を確保している。

救急医療事業の概要　（令和８年４月現在）（単位：か所）

区分	種別	診療内容	規模	実施主体
初期	休日夜間急患センター	休日又は夜間の急患の診療	78	区市町村
	休日診療 （初療：内科・小児科）	休日昼間の内科・小児科の急患の診療	80	区市町村
	準夜診療 （初療：内科・小児科）	休日の準夜間帯における内科・小児科の診療	31	区市町村
	休日診療 （初療：眼科・耳鼻咽喉科）	休日の昼間の眼科・耳鼻咽喉科急患の診療	実施日当たり 眼科 1～4 耳鼻咽喉科 6	都
	休日診療 （初療：歯科）	休日昼間の歯科の急患の診療	区部 36 多摩 25	区市町村
二次	救急告示医療機関	救急隊が搬送する傷病者の診療・入院	311	開設主体
	休日・全夜間診療 （２科：内科系・外科系） （３科：内科系・外科系・小児科）	休日及び全夜間の急患の専門的治療及び入院	237	都
	休日診療 （入院：眼科・耳鼻咽喉科）	休日の眼科・耳鼻咽喉科急患の診療、入院	実施日当たり 眼科 1 耳鼻咽喉科 2	都
	特殊救急医療 熱傷 精神科	特殊診療領域の救急医療の確保	実施日当たり 熱傷 1～2 精神科 1	都
三次	救命救急センター	生命危機を伴う重症、重篤患者の専門的治療（365日24時間）	28	都

(2) 東京都ドクターヘリ運航事業（令和２年度事業開始)【2050東京戦略】

ドクターヘリの運用に必要な環境を整備するとともに、近隣県との連携体制の構築及び災害時における活用の検討を進め、救急患者の救命率等の向上及び救急患者搬送体制の拡充を図る。（実施主体：東京都（基地病院等に委託））

(3) 循環器病対策の推進

ア　循環器病対策推進協議会等（令和２年度事業開始）

東京都循環器病対策推進計画に基づき、総合的に循環器病対策の推進を図るため、東京都循環器病対策推進協議会を設置し、検討を行う。また、令和５年度末に構築した循環器ポータルサイトにより、都民に対して循環器病に関する情報を分かりやすく提供する。(実施主体：東京都)

イ　脳卒中医療連携推進事業（平成20年度開始)【2050東京戦略】

各二次保健医療圏に脳卒中医療連携圏域別検討会を設置し、地域に根ざした医療連携を展開する。また、各圏域の代表による全体会を設置し、圏域を超えて連携が必要な案件等について検討するとともに、都内全体の脳卒中医療連携・情報共有を促進する。(実施主体：島しょを除く12圏域（検討会）及び東京都（全体会））

ウ　心臓循環器（CCU）救急医療体制整備事業（平成15年度事業開始）

東京都ＣＣＵ連絡協議会を設置し、心臓循環器救急医療体制の整備や患者の早期収容体制の確保等を行い、心臓循環器救急医療の質の向上を図る。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都医師会に委託））

エ　寝たきりを20%減らすＡＩ心房細動検診事業（令和６年度事業開始)【2050東京戦略】

寝たきりを20%減らすことを目標に、ＡＩ心房細動検診を導入し、心原性脳塞栓に対する予防的治療と心房細動に対する治療を開始することで、寝たきり患者の発生を抑制する取組に必要な経費を負担する。(実施主体：東京都)

オ　脳卒中・心臓病等総合支援センター事業（令和７年度事業開始)【2050東京戦略】

専門的な知識を有し、地域の情報提供等の中心的な役割を担う医療機関に脳卒中・心臓病等総合支援センターを配置し、地域において患者やその家族への相談支援・情報提供の充実を図るとともに、急性期から回復期、維持期まで一貫した治療やリハビリテーション、緩和ケアなどを提供できるよう、地域全体の包括的な患者支援体制を整備する。(実施主体：東京都（医療機関に委託））

(4) 救急医療に関する普及・啓発

「救急の日（毎年９月９日）」に合わせて、リーフレット等の作成配布、各種講演会等を実施し、都民への救急医療に関する情報の提供や普及啓発の充実を図っている。(実施主体：東京都)

(5) 救急患者の早期地域移行支援（令和２年度事業開始）

救急患者の早期の地域移行を支援するため、初期治療後に状態が比較的安定した救急患者が居住地に近い医療機関へ円滑に転院できる仕組みを構築するとともに、入退院調整に係る取組の強化を図る。(実施主体：東京都)

(6) 病院救急車購入支援事業（令和６年度事業開始)【2050東京戦略】

医療機関に対し病院救急車購入に係る経費を補助し、転院搬送体制の一層の確保を図る。（実施主体：都内救急告示医療機関）

(7) 救急医療体制強化事業（令和６年度事業開始)【2050東京戦略】

都内救急医療体制の安定的な確保が可能となるよう、救急医療体制の中核を担う救急車年間受入2,000件以上の医療機関の医師及び看護師の勤務環境を改善し、離職防止と定着を図る取組及び職場を離れた女性医師等の復職を支援する取組に対し、必要な経費を補助する。(実施主体：都内病院（国、都、独立行政法人等を除く。））

ア　勤務環境改善及び再就業支援事業

イ　チーム医療推進の取組

7 小児医療体制の充実

重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、救命治療を行う小児三次救急医療施設である「東京都こども救命センター」を運営するとともに、初期から三次までの医療機関相互の連携体制の構築等、小児救急医療体制の充実を図る。

(1) 東京都こども救命センターの運営（平成22年度事業開始）

24時間体制で小児重篤患者を内科・外科を問わず迅速に受け入れ、高度な救命治療を速やかに実施する「東京都こども救命センター」として４か所を指定している。(実施主体：東京都（地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立小児総合医療センター外３か所に委託））

同センターでは、救命処置のほか、円滑な転院搬送のための施設間調整を行うとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施する。

また、急性期を過ぎた患者の円滑な転退院を支援するため、退院支援コーディネーターを各センターに配置している。

(2) 休日・全夜間診療事業（小児)(平成13年度事業開始）

休日及び夜間における小児科の救急患者に対する診療体制を確保し、二次救急医療体制を整備する。

ア 専任看護師配置（平成21年度事業開始）

軽症患者を多数含む小児救急患者の中から、緊急性の高い重症患者を判別して治療の優先順位を判断する専門的知識をもったトリアージナースを配置する。(実施主体：東京都)

(3) 小児初期救急運営に対する補助（保健医療政策区市町村包括補助事業にて実施)(平成16年度事業開始)

区市町村が平日の夜間及び土曜日に行う小児初期救急医療事業に対し、その経費を補助することにより、地域における平日夜間及び土曜日の小児初期救急医療体制を確保する。(実施主体：区市町村)

(4) 小児医療協議会（平成22年度事業開始）

初期から三次までの施設間連携など、小児医療体制の強化に向けた協議・検討等を行う。(実施主体：東京都)

(5) 地域における小児医療研修事業（平成20年度事業開始）

地域の小児初期救急診療事業に参加する医師を確保するため、指定二次救急医療機関（小児）における地域の診療所の医師等を対象とした臨床研修や、地域で小児救急医療に従事する医師向けの研修会を実施する。

また、診療所医師と指定二次救急医療機関（小児科）の医師等を対象とした専門的な研修受講への支援を行うことにより、地域の小児救急医療水準の向上を図り、小児救急医療を担う人材の確保を進める。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都医師会に委託）)

(6) 医療環境にある子供や家族への療養支援に関する実態調査（令和８年度事業開始)【新規】【2050東京戦略】

小児医療施設における子供や家族への療養支援に関する実態を把握するための調査を行い、療養支援に関する支援の検討を行う。(実施主体：東京都)

(7) 入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業（令和８年度事業開始)【新規】

入院中のこども家族の付添い等に係る環境改善のため、施設の改修や物品等の購入を行う医療機関に対して必要な経費を支援する。(実施主体：医療機関)

小児救急医療対策の概要　（令和８年４月現在）

区　分	主要事業	診療内容	規　模	実施主体
初 期	平日夜間土曜診療事業	平日準夜間帯及び土曜日の小児初期救急患者の診療	42か所	区市町村
二 次	休日・全夜間診療事業（小児科）	休日及び全夜間の急患の専門的治療及び入院	52か所	都
三 次	東京都こども救命センター運営事業	他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の専門的治療	4か所	都

※ 三次救急医療は、救命救急センターとの連携により実施

８ 周産期医療体制の充実

診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する対応など、周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備する。

(1) 周産期母子医療センターの運営

周産期母子医療センターに対し、運営や施設整備に要する経費の一部を補助することにより、24時間体制でハイリスク患者を受け入れる機能を確保する。

また、ＮＩＣＵ（Neonatal Intensive Care Unit：新生児集中治療管理室）等病床を確保するとともに、周産期母子医療センターにおいて受入・搬送調整業務を行う医師の負担軽減を図るため、看護師等を配置し、受入体制及び搬送調整機能の強化を図る。

周産期医療ネットワークグループに参画する一次、二次医療機関の医師の協力により、周産期母子医療センターの休日夜間診療体制を確保する。このほか、ＮＩＣＵ入院児支援コーディネーターを配置し、早期から在宅移行支援を行うことで、子供や家族の療養環境を整備するとともに、理学療法士を配置し、ハイリスク新生児に対する発達支援を行うことで、児の望ましい成長発達を支援する。あわせて、ＮＩＣＵ入院児の家族同士が交流し、悩みや不安、必要な情報を共有できる場など、家族支援の取組を支援する。(実施主体：周産期母子医療センター、令和８年４月１日現在：28か所)

(2) 母体救命対応総合周産期母子医療センター（スーパー総合周産期センター)(平成20年度事業開始)

総合周産期母子医療センターにおいて、救急部門等の医師との連携体制を構築し、母体救命に関わる緊急搬送依頼を必ず受け入れる体制を整備する。(実施主体：東京都（医療機関に委託）、令和８年４月１日現在：６か所)

(3) 周産期搬送コーディネーターの配置（平成21年度事業開始）

都内を８つの周産期搬送ブロックに分け、ブロック内の総合周産期母子医療センター等で受入れや搬送先の調整が困難な事例について、ブロック間の搬送調整等を集中して行うコーディネーターを配置し、緊急を要する母体・新生児への迅速な医療提供体制を確保する。(実施主体：東京都)

(4) 多摩新生児連携病院（平成22年度事業開始）

周産期母子医療センターが少ない多摩地域において、ハイリスクに近い新生児に対応可能な医療機関を確保することにより、多摩地域の新生児受入体制の強化を図る。(実施主体：東京都（医療機関に委託）)

(5) 周産期医療ネットワークグループの構築（平成20年度事業開始）

都内に８つの周産期医療ネットワークグループを運営し、周産期医療機関等の機能別役割分

担と連携体制を構築し、妊婦（胎児）・新生児のリスクに応じた医療提供の仕組みづくりを行う。(実施主体：東京都（総合周産期母子医療センター等に委託）)

(6) 周産期連携病院（休日・全夜間診療事業)(平成21年度事業開始)

ミドルリスク患者の受け皿として「周産期連携病院」を指定するとともに、施設設備整備への支援を行い、休日や夜間における救急搬送受入体制の確保を図る。(実施主体：東京都（医療機関に委託）、令和８年４月１日現在：14か所)

(7) 周産期医療情報ネットワーク事業（平成９年度事業開始）

周産期医療の運営に必要な情報の収集・提供等を行うため、産科及び新生児病床の空床状況等について、周産期母子医療センター等の周産期医療施設と東京消防庁との間をネットワークで結んで情報提供を行う。(実施主体：東京都)

(8) 小児等在宅移行研修事業（平成24年度事業開始）

ＮＩＣＵ・ＰＩＣＵ（Pediatric Intensive Care Unit：小児集中治療室）等の確保及び在宅療養への円滑な移行を促進し、在宅移行後の地域における児の安心・安全な療養生活を支援するため、ＮＩＣＵ・ＰＩＣＵ等入院児に関わる医師・看護師・保健師・医療社会事業従事者（医療ソーシャルワーカー等）を対象とした研修を実施する。(実施主体：東京都)

(9) 在宅移行支援病床運営事業（平成22年度事業開始）

ＮＩＣＵやＧＣＵ（Growing Care Unit：回復期治療室）に長期入院している小児等についてＮＩＣＵ・ＧＣＵと在宅療養の間に中間的な病床として在宅移行支援病床を設置し、在宅生活への円滑な移行を促進する。(実施主体：周産期母子医療センター等)

(10) 在宅療養児一時受入支援事業（平成24年度事業開始）

ＮＩＣＵ等長期入院児の在宅医療中の定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを行う。（実施主体：周産期母子医療センター等）

(11) ＮＩＣＵ等入院児の在宅移行支援事業（平成29年度事業開始）

退院後に医療ケア等が必要なＮＩＣＵ・ＧＣＵ・ＰＩＣＵ等に入院している小児の在宅療養への円滑な移行を推進するとともに、退院後の安定した生活の継続を支援するため、周産期母子医療センター等による自宅への訪問指導や外泊訓練等を支援するための経費を補助する。(実施主体：周産期母子医療センター、訪問看護ステーション等)

(12) 産科救急対応向上事業（平成27年度事業開始）

一次分娩取扱施設の医師及び助産師、看護師を対象とした産科救急に関する研修等を実施し、初期対応の強化を図る。(実施主体：東京都（一般社団法人東京産婦人科医会に委託）)

(13) 新生児医療担当医育成支援事業（平成29年度事業開始）

臨床研修修了後の専門的な研修において小児科を選択し、かつ、ＮＩＣＵ等で新生児医療を担当する医師に研修医手当等を支給する医療機関に対し、経費の一部を補助することで、将来の新生児医療を担う医師の育成を図る。(実施主体：医療機関)

(14) 災害時小児・周産期医療対策（平成29年度事業開始）

災害時の小児・周産期医療提供体制について、検討を進めるとともに、都及び各二次保健医療圏に災害医療コーディネーターのサポート役として、小児・周産期医療に関する調整を行う「災害時小児周産期リエゾン」を設置している。(実施主体：東京都)

(15) 助産所設備整備費補助事業（令和５年度事業開始）

妊婦の多様なニーズに応え、身近な地域で安全・安心に出産できる環境を整備するため、分娩を取り扱う助産所に対して、医療機器や情報通信機器等の設備整備に要する経費を補助する。(実施主体：東京都)

(16) 東京都無痛分娩費用助成等事業（令和７年度事業開始)【2050東京戦略】

無痛分娩を希望する女性が、無痛分娩を断念することなく、安心して出産できるよう、無痛分娩に関わる医療従事者に対して研修の機会を提供するとともに地域連携会議において最新の知見を共有する。(実施主体：東京都)

(17) ドナーミルク利用支援事業（令和７年度事業開始)【2050東京戦略】

ＮＩＣＵにおけるドナーミルクの使用やドナー登録を行う医療機関を支援し、ドナーミルクを必要とするＮＩＣＵ入院児等が利用できる体制を整備する。(実施主体：医療機関)

(18) ＮＩＣＵ入院児相談支援事業（令和７年度事業開始)【2050東京戦略】

ＮＩＣＵ入院児とその家族に向けた支援の充実を図るため、児の成長発達の促進や、家族の不安軽減に取り組むファミリーセンタードケアを推進する。(実施主体：東京都)

9 災害時医療体制の整備

大規模地震等が発生した場合に、的確な被害情報を速やかに把握し、迅速かつ適切な医療救護活動を行えるよう、災害時医療体制を整備する。

(1) 東京都災害医療協議会の設置（平成23年度事業開始）

災害の発生直後から迅速かつ円滑に医療を提供するため、東京都災害医療協議会を設置し、災害医療体制の強化を図る。

また、平成24年度から、二次保健医療圏ごとに「地域災害医療連携会議」を開催し、地域の実情を踏まえた医療連携体制を構築する。さらに、他県からの応援医療チームの受入れや、傷病者の搬送について調整できるように、都及び各二次保健医療圏に災害医療コーディネーターを設置している。(実施主体：東京都)

(2) 医療救護活動

災害時における医療救護は、区市町村が一次的に実施する。都は、区市町村から応援要請があった場合及び医療救護の必要性があると認めた場合、医療救護班を編成し派遣する。

発災直後からの医療救護活動は、負傷者が発生する災害現場又は負傷者が殺到する医療機関

での活動を中心とし、多数の負傷者がいる場合は、トリアージを実施する。重症者など対応できない負傷者がいる場合は、応急処置を施した後、災害拠点病院等に順次搬送する。

そのほか、公的機関の搬送体制を補完し、空路による広域的な救急搬送体制を確保するため、東京都ドクターヘリを活用するほか、一般財団法人日本救急医療財団と「災害時の航空機による医療搬送業務協定」を締結し、民間航空会社が保有するヘリコプターを活用できることとしている。

医療救護班等の概要　（単位：班、人）

種　別		班　数	1班当たりの編成
都医療救護班		224	―――
（内訳）	都立病院機構	26	医師1、看護師1、事務その他3
	都医師会	96	医師1、看護師1、事務その他1
	日赤東京都支部	32	医師1、看護師3、事務その他2
	災害拠点病院	70	医師1、看護師1、事務その他1
都歯科医療救護班（都歯科医師会）		110	歯科医師1、歯科衛生士又は歯科技工士1、事務その他1
都薬剤師班（都薬剤師会）		200	薬剤師3

(3) 災害時医薬品等の備蓄

災害時の医療救護活動に必要な医薬品、医療資器材等を備蓄している。(実施主体：東京都)

ア　災害時応急用医療資器材

医療救護所等で使用する医薬品・医療資器材を蘇生、創傷、熱傷、骨折、輸血輸液、緊急医薬品及び雑品の7点で構成し、15個のケースに収納している。

イ　現場携行用資器材

医療救護班が被災現場に背負って運べるよう救命処置用の医療用資器材一式を、かばん3個に収納している。

ウ　セルフケアセット

被災者自身が処置するための軽症者用のセットである。

エ　補充用医薬品

都医療救護班への補給及び区市町村、医療機関からの要請に対応するための医薬品を都において保管している。

医薬品等の備蓄状況　（令和8年4月1日時点）

品　目		数　量	備蓄場所
医療用資器材	医薬品		
	災害時応急用資器材	109セット　約50,000人分	都立病院、民間病院等、都備蓄倉庫
	現場携行用資器材	84セット　約200人分	都立病院、民間病院等
	セルフケアセット	256セット　約127,000人分	都立学校、都備蓄倉庫
	補充用医薬品	約74,000人分	都備蓄倉庫等

(4) 災害拠点病院の整備（昭和60年度事業開始）

災害拠点病院は、災害時において通常の医療体制では医療の確保が困難となった場合に、応急医療を行う医療救護所と連携して、知事の要請に基づいて重傷者等を受け入れることを目的

としている。広域基幹災害拠点病院（２か所）、地域災害拠点中核病院（二次保健医療圏ごとに１か所）、地域災害拠点病院（その他の災害拠点病院）の３分類で指定している。また、災害拠点病院が備えるべき医療機器資材の整備とともに、災害拠点連携病院が計画的に指定に向けた準備を行えるよう災害対策業務を担う人員の確保を支援する。(実施主体：民間医療機関等、令和８年４月現在：84か所)

(5) 災害拠点連携病院の整備（平成25年度事業開始）

災害時に、主に中等症者や容態の安定した重症者を受け入れる医療機関として、救急告示を受けた病院等を「災害拠点連携病院」に指定している。また、災害拠点連携病院の設備、ライフライン確保用資機材等の整備を支援する。(実施主体：民間医療機関等、令和８年４月現在：131か所)

(6) 災害拠点病院等事業継続計画（ＢＣＰ）策定等支援事業（令和２年度事業開始)【2050東京戦略】

災害拠点病院、災害拠点連携病院及び災害医療支援病院のＢＣＰの改定等を支援し、災害時の救護活動体制の確保を図る。(実施主体：東京都)

(7) 医療施設浸水対策計画策定支援事業（令和６年度事業開始)【2050東京戦略】

医療機関が病院ごとの立地や施設の状況を踏まえた浸水対策を行えるよう、専門的な調査や設計に要する経費を支援する。（実施主体：浸水想定区域に所在する病院（国、都及び区市町村等を除く。））

(8) 移動電源車の確保事業（令和２年度事業開始）

大規模災害等による広範囲で長時間にわたる停電発生時においても、病院の診療機能を維持できるよう移動電源車を確保する。(実施主体：東京都)

(9) 東京都災害拠点病院災害時拠点強靭化緊急促進事業（平成27年度事業開始）

大規模災害発生時において、多数の負傷者を受け入れるために必要となる施設又は設備の整備に要する経費の一部を補助することにより、災害拠点病院の機能の拡充を図る。(実施主体：災害拠点病院（国及び都を除く。））

(10) 災害拠点病院等自家発電設備等整備強化事業（令和元年度事業開始)【2050東京戦略】

災害拠点病院、災害拠点連携病院及び災害医療支援病院が行う自家発電設備の浸水対策や地震の揺れによる破損対策の工事費等を補助する。(実施主体：災害拠点病院、災害拠点連携病院及び災害医療支援病院)

(11) 医療施設耐震化促進事業（平成19年度事業開始)【2050東京戦略】

建築基準法における新耐震基準（昭和56年６月１日施行）導入以前に建築された建築物を有する都内の救急医療機関等が行う耐震診断及び耐震補強に必要な経費を補助することにより、医療施設における安全性の向上と震災時における医療体制の確保を図る。(実施主体：救命救急センターを有する医療機関、災害拠点病院、東京都指定二次救急医療機関及びIs値0.3未満の建

物を有する病院）

（12）医療施設耐震化対策事業（平成22年度事業開始）【2050東京戦略】

建築基準法における新耐震基準（昭和56年６月１日施行）導入以前に建築された病棟等を有する都内の医療機関が行う耐震診断、耐震補強、新築建替及び移転改修に必要な経費を補助することにより、医療施設における安全性の向上及び震災時における適切な医療提供体制の確保を図る。（実施主体：Is値0.3以上0.6未満の建物を有する都内病院（救急告示医療機関を除く。））

（13）医療施設耐震対策緊急促進事業（平成26年度事業開始）

不特定多数の者が利用する医療施設は、災害時の機能確保が必要な施設であることから、利用者の安心・安全を確保するために必要な耐震改修等を行う施設に対して費用を補助することにより、医療施設の耐震化の推進を図る。（実施主体：階数３以上延べ床面積5,000㎡以上の建築物を持つ病院）

（14）東京ＤＭＡＴの編成（平成16年度事業開始）【2050東京戦略】

大震災等の自然災害や大規模交通事故等の都市型災害の現場で、専門的なトレーニングを受けた医師や看護師等が一刻も早い救命処置等を行い都民の生命を守るために、災害医療派遣チーム「東京ＤＭＡＴ（Disaster Medical Assistance Team）」を編成し運営している。28か所を指定し、全ての二次保健医療圏に東京ＤＭＡＴを整備している。（実施主体：東京都、令和７年４月１日現在：東京ＤＭＡＴ指定病院28か所）

（15）災害医療計画策定支援事業（保健医療政策区市町村包括補助事業にて実施）（平成25年度事業開始）

首都直下地震等の大規模災害発生に備え、区市町村災害医療コーディネーターを中心とした地域災害医療体制の確保を図るため、災害時の医療機能を確保するための計画策定や緊急医療救護所の設置準備、災害時要配慮者に対する医療提供体制の整備などに取り組む区市町村を支援する。（実施主体：区市町村）

（16）医療対策拠点等通信設備強化事業（令和７年度事業開始）【2050東京戦略】

通信手段の多重化により災害時における通信手段を確実に確保するとともに、災害時においても大容量のデータ通信が可能となるよう、都、各二次保健医療圏の医療対策拠点となる病院及び東京ＤＭＡＴカーに衛星通信端末を配備する。（実施主体：東京都）

10 へき地医療対策等の充実

山村振興法、離島振興法、過疎地域自立促進特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法により指定されている山間地域並びに伊豆諸島及び小笠原諸島の島しょ地域の３町８村（へき地）を対象とした医療対策として、自治医科大学卒業医師の派遣やへき地勤務医師等確保事業による医師等の確保、専門診療（遠隔連携診療支援を含む。）や人工透析医療体制の整備などへき地における診療体制の充実を図る。

(1) へき地医療従事者の確保

へき地においては、医師のみならず看護師等の医療従事者も確保が困難であるため、平成21年２月から「東京都へき地医療支援機構無料職業紹介事業所」を開設し、へき地町村が行う医療従事者の確保を支援している。

また、平成28年度から看護職員を、平成30年度からは医療機関に必要な医療従事者を対象とした現地見学会を開催する島しょ町村に対して、その経費の一部を補助している。(実施主体：島しょ町村)

(2) 東京都地域医療支援ドクター事業（平成21年度事業開始）

多摩・島しょの公立病院等を支援し、地域の医療体制を確保するため、地域医療の支援に意欲を持つ医師を都が採用し、へき地医療機関及び市町村公立病院に一定期間派遣する。(実施主体：東京都、在籍11人、派遣実績６人)

(3) 島しょ救急患者の搬送

島しょ地域の診療所等では対応困難な救急患者に対応するため、島しょ医療基幹病院である都立広尾病院を中心として患者の受入れ、ヘリコプター等による救急患者搬送体制整備などを行っている。(実施主体：東京都及び東京消防庁、実績：202人)

また、島しょ救急患者搬送時の関係機関間の情報共有・連携を円滑にするため、医療関係者間コミュニケーションツールを搭載したスマートフォンを添乗医師に配備している。

なお、ヘリコプターによる島しょ地域の救急患者搬送体制を充実するため、医療資器材を搭載し、医師が同乗して機内で医療を提供できる東京消防庁の消防ヘリを活用し、平成19年度から「東京型ドクターヘリ」という名称で運用している。運用に当たっては、添乗医師の派遣が可能で、ヘリポートに近接する病院や大型ヘリが離着陸できる病院等を協力病院として新たに確保することにより、救急患者搬送時間の短縮を図っている。

(4) 島しょ医療用画像電送システム等による診療支援（平成６年度事業開始)【2050東京戦略】

島しょ医療機関の医療水準向上のため、東京都島しょ医療用画像電送システムを整備し、島しょ医療機関とへき地医療拠点病院である都立広尾病院をつないで診療支援事業を実施している。(実施主体：東京都)

また、令和４年度から、島しょ医療への支援の更なる充実に向け、町立八丈病院と都立広尾

病院における５Ｇを活用した遠隔医療の推進に要する経費を支援している。(実施主体：東京都)

(5) 山谷地域及び路上生活者救急医療協力謝金（平成12年度事業開始）

山谷地域の居住者及び路上生活者に対する救急医療の確保対策の一環として、救急隊が搬送するこれらの救急患者を受け入れて診療を行った救急医療機関等に対し、協力謝金を交付している。(実施主体：東京都、実績：221人)

(6) 島しょ地域リハビリテーション提供体制構築支援事業（令和７年度事業開始)【2050東京戦略】

本土の医療機関での入院リハビリテーションを終えた島しょ地域の患者が、早期に帰島できるよう、島と本土の医療機関間における連携体制の構築及び島しょ医療機関におけるリハビリテーションの取組を推進する。(実施主体：東京都)

11 医療安全対策の推進

医療サービスの質の向上を図り、都民が安全・安心で満足度の高い医療を受けられるようにするため、医療安全対策を推進する。

(1) 医療施設等の許認可（昭和25年度事業開始）・監視指導（昭和23年度事業開始）

医療法に基づき、病院の開設（使用）許可、一部変更（使用）許可等及び医療法人の設立認可及び定款、寄附行為の変更認可等を行っている。

また、病院が医療法に規定する人員、構造設備等の基準を維持し、適正な管理を行っているかどうか、立入検査を実施するなど指導監督を行っている。(実施主体：東京都)

なお、診療所と助産所の許認可・監視指導は各特別区、八王子市、町田市及び都保健所が行っている。

実績（令和７年度）　（単位：件）

(ｱ)病院の開設許可等	開設許可	4
	開設使用許可	5
	変更許可	435
	変更使用許可	307
(ｲ)医療法人の設立認可等	設立認可数	191
	定款・寄附行為の変更認可	607
	解散認可数	35
	合併認可数	5
	分割認可数	2
(ｳ)都内病院の監視指導	立入検査（医療安全、個人情報管理等）	267
	定例立入検査（再掲）	249
	臨時立入検査（再掲）	18
	立入検査（放射線使用施設）	104
	立入検査（精神科病院）	98

(2) 医療安全支援センター

都民の医療に関する苦情・相談に対応し、都内の医療機関等に対する助言、情報提供及び研修、患者・都民に対する助言及び情報提供並びに地域における意識啓発を図ることで、医療安全を推進し、もって都民の医療に関する信頼の確保及び医療機関における質の高い医療サービスの提供の推進を図る。(実施主体：東京都、実績：患者の声相談窓口に寄せられた相談件数本庁6,042件、都保健所2,305件)

ア 患者の声相談窓口（平成13年５月事業開始）

イ 医療機関や都民を対象にした医療安全に関する情報提供

ウ 医療機関を対象にした医療安全に関する資質向上研修の実施

エ 医療安全推進のための協議会の開催

(3) 東京都院内感染対策推進事業

各病院の院内感染対策を推進するため、都内各地域で構築されている院内感染ネットワーク同士の連絡会等を実施し、相互に協力・支援のできる体制の構築及び個別のネットワークに対するフォローアップを行う。また、精神病床や療養病床を有する病院の事情を踏まえた研修会等を実施し、各病院現場の抱える課題に即した院内感染対策を行う。(実施主体：東京都（一般社団法人東京都病院協会に委託））

(4) 衛生検査所精度管理（昭和57年度事業開始）

民間衛生検査所における検査精度の向上を図るため、精度管理調査及び調査結果に基づく監視指導を行う。(実施主体：東京都（精度管理調査の一部を公益社団法人東京都医師会に委託。ただし、区部、八王子市及び町田市の衛生検査所に対する監視指導は、各区市が実施している。）、実績：精度管理委員会７回、精度管理調査施設延べ86か所（オープン方式66か所、ブラインド方式20か所）、登録衛生検査所監視指導66か所（都10、区55、八王子市及び町田市１））

(5) 死体検案・解剖

ア　区部（監察医務院・昭和23年設置）

死体解剖保存法に基づき、区部において発生した不自然死の死体検案及び解剖を行い死因を明らかにすることにより、社会秩序の維持や疾病の予防等公衆衛生の向上を図るとともに医学の教育研究に寄与する。(実施主体：東京都（監察医務院）、実績：検案16,449件、解剖2,222件)

イ　多摩・島しょ地区（昭和53年度事業開始）

死体解剖保存法による監察医制度は、都内においては、区部に限定されているが、多摩・島しょ地区においても、死因調査の適正を期し、公衆衛生の向上を図るため実施している。（実施主体：東京都が関係機関に委託又は関係機関の協力を得て実施、実績：検案7,972件、解剖969件）

(6) 医療法人情報支援システム（令和３年度事業開始)【2050東京戦略】

医療法人台帳システムのオンライン化により、法人による医療法に関する申請や都民の閲覧等の利便性の向上、手続の簡素化及び効率化を図る。(実施主体：東京都)

(7) 医療法等に基づく立入検査ＤＸ（令和６年度事業開始)【2050東京戦略】

医療法等に基づく病院への立入検査時に必要な紙書類のペーパーレス化を行い、病院情報・検査情報をクラウド上で管理できるシステムを構築することにより、病院担当者及び都職員の事務負担を軽減し、手続の簡素化及び効率化を図る。(実施主体：東京都)

(8) 都民と医療・介護従事者を暴力等から守る、安全で安心な医療・介護環境の整備事業（令和６年度事業開始)【2050東京戦略】

医療・介護現場での患者等による暴言・暴力等に関する実態把握や、業務関係者の研修教材開発等を行うとともに、いつでもどこでも学べるオンライン基盤を構築することで、都民や医療・介護従事者にとって安全で安心な医療・介護環境を整備する。(実施主体：東京都)

(9) 患者の声相談窓口のＤＸ化（令和７年度事業開始)【2050東京戦略】

患者の声相談窓口における電話相談業務について、相談記録のデータベース化により業務の効率化と相談対応の質の向上を図る。(実施主体：東京都)

12 医療人材の確保と質の向上

少子高齢社会の進展や医療の高度化・多様化など社会環境等が大きく変化する中で、都民ニーズに応えるため、保健医療を担う人材の養成・確保と質の向上を図る。

(1) 医療人材の確保

ア　学校・養成施設（所）の指定及び指導

医療従事者に関するそれぞれの法律及び学校・養成施設（所）指定規則に基づき、各学校・養成施設（所）の指定又は指定申請の国への経由及び各施設（所）に対する指導を行っている。(実施主体：東京都)

都内医療従事者養成所養成数及び養成施設数　（令和８年４月１日現在、募集停止を除く。）（単位：人、か所）

区　分	養成数（１学年定員）	養成施設数	区　分	養成数（１学年定員）	養成施設数
大学・大学校(保･助･看)	2,491	94課程	救急救命士	446	5
大学院(保･助)	126		臨床検査技師	410	7
統合カリキュラム(保･看)	20		視能訓練士	235	3
助産師	180		歯科衛生士	1,767	22
看護師	2,340		歯科技工士	240	5
准看護師	308		あん摩マッサージ指圧師	240	2
診療放射線技師	779	10	あん摩マッサージ指圧師 はり師・きゅう師	404	6
理学療法士	1,253	18	はり師・きゅう師	995	16
作業療法士	710	12	柔道整復師	1,554	19
義肢装具士	28	1	言語聴覚士	373	9
			臨床工学技士	347	7

イ　准看護師試験（昭和29年度事業開始）

保健師助産師看護師法に基づき、知事が准看護師試験を行っている。(実施主体：東京都、実績：受験者数430人、合格者420人（合格発表時点、卒業証明書未提出者を含む。））

ウ　医療従事者の免許

法律に基づき、各医療従事者の免許に関する申請等の国への経由事務を行っている。

なお、准看護師免許並びに旧制度に基づく保健婦、助産婦、看護婦及び診療エックス線技師の免許事務については、知事が行っている。

免許の年間取扱件数（令和７年度）　（単位：件）

免　許	根拠法	年間取扱件数
医師	医師法	2,535
歯科医師	歯科医師法	699
保健師・助産師・看護師・准看護師	保健師助産師看護師法	13,687
診療放射線技師・診療エックス線技師	診療放射線技師法	461
理学療法士・作業療法士	理学療法士及び作業療法士法	1,706
臨床検査技師・衛生検査技師	臨床検査技師等に関する法律	682
視能訓練士	視能訓練士法	114

エ　臨床研修病院の指定及び研修医の募集定員の設定

医師法及び厚生労働省令に基づき、臨床研修病院の指定及び研修医の募集定員の設定を行っている。(実施主体：東京都)

オ　東京都地域医療対策協議会（平成19年５月設置）

医療法第30条の23第１項の規定に基づき、医師等医療従事者の確保方策を協議することを目的として、同規定に掲げる診療に関する学識経験者や地域の医療関係団体等の関係者から構成される協議会を設置する。(実施主体：東京都、実績：２回)

カ　東京都地域医療支援センター（平成25年度事業開始）

東京都地域医療対策協議会で決定した医師確保対策の方針に基づき、各医療機関における医師確保支援、地域医療医師奨学金被貸与者のキャリア形成支援、医師確保状況の実態把握、求人・求職情報等医師確保対策に関する情報発信など、都の特性を踏まえた医師確保対策を推進する。

(ｱ) 地域医療を担う医師養成事業（東京都地域医療医師奨学金)(平成21年度事業開始)

将来、都内の医師確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする者に対し、地域医療医師奨学金を貸与し、都内の医師の確保が必要な地域や診療科等の医師の確保及び質の向上に資する。(実施主体：東京都、実績：貸与者数 特別貸与368人、一般貸与93人)

(ｲ) 東京都地域医療支援ドクター事業（平成21年度事業開始)【再掲】

キ　東京都専門医認定支援事業（平成26年度事業開始）

新たな専門医養成の仕組みが円滑に構築されるよう、指導医の派遣等を行う医療機関に対する支援を行うことにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図る。(実施主体：東京都)

ク　病院勤務者勤務環境改善事業（平成20年度事業開始)【2050東京戦略】

都内医療体制の安定的な確保が可能となるよう、病院勤務医師や看護職員の勤務環境を改善し、医師等の離職防止と定着を図る取組及び職場を離れた女性医師等の復職を支援する取組に対し、必要な経費を補助する。(実施主体：都内病院（国、都、独立行政法人等を除く。）)

(ｱ) 勤務環境改善及び再就業支援事業

(ｲ) チーム医療推進の取組

(ｳ) 勤務環境改善施設設備整備事業

ケ　地域医療勤務環境改善体制整備事業（令和３年度事業開始）

医師の働き方改革を推進するため、勤務医の労働時間が長時間に及ぶ救急医療など、地域において特別な役割を担う又は医師の教育研修を担う医療機関が行う、ＩＣＴ環境整備、休憩室整備、短時間勤務要員確保などの必要な経費を補助することにより、勤務環境改善に向けた体制の整備を図る。(実施主体：医療機関)

コ　勤務環境改善医師派遣等推進事業（令和６年度事業開始)【2050東京戦略】

救急医療など地域において特別な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保するため、長時間労働の医師のいる医療機関へ医師派遣等を行う大学病院等の医療機関に対して、逸失利益補填に係る経費を補助する。(実施主体：医療機関)

サ　東京都医療勤務環境改善支援センター（平成26年度事業開始）

医師、看護師等の医療スタッフの勤務環境を改善することにより、医療安全の確保及び医療の質の向上を図るため、医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の援助を行うなど、働きやすい環境整備に向けた医療機関の主体的な取組を支援する。(実施主体：東京都)

シ　重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業（令和８年度事業開始)【新規】

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の地域への定着支援を行う。(実施主体：医療機関)

(2) 医療社会事業

ア　医療社会事業説明会（昭和53年度事業開始）

医療社会事業従事者（医療ソーシャルワーカー等）の資質の向上と情報提供を目的として説明会を開催している。(実施主体：東京都)

イ　医療社会事業従事者講習会（昭和41年度事業開始）

事例式問題解決技法を中心とした従事者講習会や初任者講習会を行い、医療社会事業従事者（医療ソーシャルワーカー等）の資質の向上を図っている。(実施主体：東京都（一般社団法人東京都医療ソーシャルワーカー協会に委託）、実績：スーパービジョン講習会30回、初任者講習会５回)

ウ　地域巡回医療福祉相談（昭和60年度事業開始）

地域在宅患者の相談の機会を確保するため、自治体及び医師会等との連携の下に、地域住民に対して巡回医療福祉相談を実施する。(実施主体：東京都（一般社団法人東京都医療ソーシャルワーカー協会に委託)、実績：実施回数７回)

(3) 看護職員等の養成・定着・再就業対策

ア　都立看護専門学校の運営（昭和24年度事業開始）

都内の医療機関等に従事する看護師を養成するため、看護専門学校（３年課程）を７校設置している。(実施主体：東京都)

都立看護専門学校在学者数及び卒業者就業状況（令和８年４月１日現在）　　（単位：人）

学校名	７年度入学生			７年度当初在学生				令和6年度卒業生	進路				
									都内医療施設等		都外医療施設就業	進学	その他
	１学年定員	応募者	入学者	総数	１年	２年	３年		都立医療施設	左記以外			
広尾看護専門学校	80	136	82	234	83	74	77	73	30	35	1	4	3
荏原看護専門学校	80	100	71	218	71	75	72	75	23	47	4	0	1
府中看護専門学校	80	146	77	236	79	84	73	74	37	33	0	2	2
北多摩看護専門学校	120	203	127	365	127	120	118	117	29	75	1	3	9
青梅看護専門学校	80	88	74	207	74	59	74	78	6	64	0	5	3
南多摩看護専門学校	80	116	78	229	79	71	79	76	23	43	4	2	4
板橋看護専門学校	80	167	81	244	83	83	78	78	34	32	7	3	2
総数	600	956	590	1,733	596	566	571	571	182	329	17	19	24

（注）国家試験不合格者はその他に掲載

イ　看護専門学校インターネット出願受付システム（令和４年度事業開始)【2050東京戦略】

都立看護専門学校の入学試験にインターネット出願を導入することで、出願者の利便性の向上や手続等における業務の効率化等を図る。(実施主体：東京都)

ウ　都立看護専門学校教育ＤＸ促進事業（令和７年度事業開始)【2050東京戦略】

都立看護専門学校において、デジタル教科書の導入や教育用電子カルテの配備等、教育DXの取組を促進することにより、看護教育の質の向上を図るとともに、教員の負担軽減を実現する。(実施主体：東京都)

エ　看護師等養成所運営費補助（昭和46年度事業開始）

看護師等の学校又は養成所に対し、必要な経費を補助することにより教育内容の充実と都内の看護師等の充足を図っている。(実施主体：保健師助産師看護師法による指定を受けた学校及び養成所（助産師養成所及び看護師等養成所２年課程（通信制)を除き、医療法人立、一般社団法人立及び一般財団法人立は専修学校又は各種学校の認可が必要）。ただし、学校教育法第１条に規定する学校は除く。実績：29課程)

オ　看護師等修学資金貸与（昭和37年度事業開始）

看護師等養成施設等に在学する者で、将来都内において看護業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することにより、修学を容易にするほか、都内の施設に一定期間従事した場合に返還を免除することで、都内の看護職員の確保及び質の向上を図っている。(実施主体：東京都、実績：貸与者数 新制度貸与3,532人)

また、制度への接点のデジタル化による制度利用者の利便性向上等を目指し、看護師等修学資金貸与事務システムを再構築し、令和８年度運用を開始する。

【参考】修学資金の返還免除額

免除の条件	免除額（令和４年度改正条例に基づく制度）	免除額（令和７年度改正条例に基づく制度）
都内施設（５年間従事）	2.5万円×貸与月数	５万円×貸与月数
指定施設（５年間従事）	５万円×貸与月数	7.5万円×貸与月数
指定施設（７年間従事）	7.5万円×貸与月数	10万円×貸与月数

※　令和７年度改正による返還免除額を拡大
※　指定施設 都内の200床未満の病院、病床数の80％以上が精神科病床の病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等

カ　外国人看護師受入支援事業（平成20年度事業開始）

経済連携協定（ＥＰＡ）に基づき、外国人看護師候補者を受け入れた病院において、看護師国家資格取得に必要な知識及び技術の修得に要する研修が円滑に実施されるよう支援するため、看護師国家試験対策研修及び日本語学習に要する経費を補助する。(実施主体：外国人看護師候補者を受け入れた病院、実績：受入者数６人)

キ　看護師等養成所施設整備費等補助（昭和63年度事業開始）

看護師等の学校又は養成所の施設及び設備整備事業に要する経費を補助することにより、教育環境を整備し教育内容の充実を図っている。(実施主体：保健師助産師看護師法による指定を受けた学校及び養成所)

ク　看護師宿舎施設整備費補助（平成５年度事業開始）

看護師宿舎の個室整備事業に要する経費を補助することにより、看護職員の離職防止を図っている。(実施主体：看護業務の改善や離職防止対策を実施している病院の設置者)

ケ　看護職員等宿舎借り上げ支援事業（令和７年度事業開始)【2050東京戦略】

看護職員及び看護補助者の宿舎の借り上げを支援することにより、働きやすい職場環境を実現し、看護人材の確保及び定着を図る。(実施主体：都内病院（国、都、独立行政法人及び地方独立行政法人が設置する場合を除く。）)

コ　看護師勤務環境改善施設整備費補助（平成５年度事業開始）

看護職員の勤務環境の改善に係る施設整備事業に要する経費について、都がその一部を補助することにより、看護職員の離職防止を図っている。(実施主体：看護業務の改善や離職防止対策を実施している病院の設置者)

サ　東京都ナースプラザの運営（平成５年度事業開始)【2050東京戦略】

離職中の看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師）に対する就業援助・就業促進や教育研修及び看護に関する情報提供等を行い、看護職員の都内定着・確保、資質向上を図るとともに都民に対する普及啓発活動を行う。また、看護補助者として就業を希望する方を対象として、就業援助・就業促進等を実施する。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都看

護協会に委託)、実績：就業者数1,700人)

(ｱ) ナースバンク事業：求人求職登録による就業あっせん、各種相談事業、各種調査等

(ｲ) 研修事業：再就業促進のための研修、実習指導者研修等

(ｳ) 普及啓発事業：一日看護体験学習、各種広報等

シ　新人看護職員研修体制整備事業（平成19年度事業開始）

新人看護職員の臨床研修体制の整備を図ることにより、新人看護職員の早期離職を防止するとともに、都内の看護職員等の定着促進を図る。(実施主体：都内の病院等（国立病院及び国立高度専門医療研究センターを除く。）、実績： 181か所)

ス　看護職員地域確保支援事業（平成19年度事業開始）

離職した看護職が、身近な地域で復職支援研修・再就業支援相談等を受けられる就業支援の仕組みを整備することで、潜在看護職の就業意欲を一層喚起し、再就業の促進を図る。（実施主体：東京都（公益社団法人東京都看護協会に委託、都立看護専門学校にて実施））

セ　キャリアアップ支援事業（平成22年度事業開始）

医療機関等における特定行為研修等に関する理解を深めることにより、特定行為研修を修了した看護師等の活躍を促進し、チーム医療をより一層推進するとともに、専門性の高い看護師等のキャリアアップを支援し、勤務意欲の向上を図ることにより、看護師等の離職を防止し、定着を促進する。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都看護協会に委託））

ソ　看護職員定着促進支援事業（平成23年度事業開始）

就業協力員が都内病院を定期的に訪問し、各病院が実施する看護師等確保の取組を支援することで、都内で働く看護職員の定着を促進する。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都看護協会に委託））

タ　島しょ看護職員定着促進事業（平成26年度事業開始)【2050東京戦略】

島しょ地域において働く看護職を対象に、出張研修や一時的に島を離れる際の短期代替看護職員派遣を実施することにより、島しょ地域に勤務する看護職員の働きやすい環境を整え、定着を促進する。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都看護協会に委託）、実績：出張研修７回、短期代替看護職員派遣８回)

チ　プラチナナース就業継続支援事業（令和３年度事業開始）

看護職員のキャリア継続を支援するため、定年退職前からその後のライフプランを考え、多様な職場を知る機会を提供し、看護職員の潜在化を防止するとともに、定着・再就業の促進を図る。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都看護協会に委託））

ツ　看護職員再就業支援事業（令和３年度事業開始）

東京都ナースプラザにおける情報発信や多様なニーズに対応した職業紹介の取組を強化するとともに、看護職員の再就業・定着に向けた奨励金の支給等を実施することにより、都内の看護職員の確保を図る。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都看護協会に委託））

テ　災害時看護体制整備事業（令和７年度事業開始)【2050東京戦略】

災害等発生時に、災害支援ナースを医療機関等の現場に派遣し、適切な看護業務を行えるよう、平時から災害支援ナース登録者の情報管理を行うとともに、災害支援ナースの所属する医療機関等の負担軽減に向けた協力金を支給等することにより、災害医療体制を整備する。（実施主体：東京都（公益社団法人東京都看護協会に委託））

ト　潜在看護師等登録制度（令和７年度事業開始)【2050東京戦略】

災害等発生時に、対応可能な看護職員の裾野を拡大するため、潜在看護師等を対象とした登録制度を構築し、災害時に参集し支援活動に従事可能な看護職員を確保することにより、災害医療体制を整備する。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都看護協会に委託））

(4) 資質向上対策

ア　看護管理者連絡会議（昭和37年度事業開始）

保健医療サービスの高度化・多様化に対応できるよう、研修会や検討会等を通して看護管理者の資質向上を図り、看護職員の総体的な資質及び看護業務の質の向上を推進している。（実施主体：東京都、実績：２回）

イ　看護師等教員養成研修（昭和46年度事業開始）

看護教員として就業中又は就業予定の者に、看護教育に必要な知識、技術を修得させ、質の高い看護教員を養成し、看護教育の向上を図っている。(実施主体：東京都（公益財団法人東京都福祉保健財団に委託)、受講者定員：45人）

ウ　医学技術振興事業（昭和38年度事業開始）

医師、歯科医師の資質向上と医療と健康に関する都民への普及啓発事業に対して補助を行うことにより、地域における保健医療の確保及び充実を図っている。(実施主体：公益社団法人東京都医師会及び公益社団法人東京都歯科医師会）

エ　医療従事者研修

医療従事者の資質向上を支援することにより、都民への保健医療サービスの向上を図っている。(①施術者講習会、②助産師教育指導講習会、③歯科衛生士講習会、④歯科技工士講習会）

オ　医師臨床研修病院研修医環境整備事業（平成16年度事業開始）

臨床研修医の宿舎整備事業に要する経費を補助することにより、効果的な臨床研修体制を整備し、医師の資質の向上を図っている。(実施主体：私立医科大学附属病院及び厚生労働大臣が指定した私立病院（臨床研修病院)の開設者）

カ　退院支援人材育成研修（平成27年度事業開始)【2050東京戦略】

入院患者・家族の意向を踏まえ、円滑な退院支援を行えるよう、都内医療機関に対し、退院支援・退院調整に必要な知識及び技術に関する研修を実施し、退院支援業務に従事する人材の確保・育成を行う。(実施主体：東京都、実績：95か所、167人）

キ　助産師定着促進事業（平成27年度事業開始）

より良い助産ケアを提供するため、助産師の出向を通して、ケアの実践に必要な知識及び技術を習得させ、助産師の実践能力の向上等を図ることにより、定着を促進する。（実施主体：東京都（公益社団法人東京都看護協会に委託））

ク　助産所と嘱託医療機関等との連携支援事業（令和５年度事業開始）

助産所における嘱託医師等の確保のため、都において相談窓口を設置し、助産所開設希望者等からの相談に対する支援・調整を行う。（実施主体：東京都（公益社団法人東京都助産師会に委託））